

やさしい民法

新しい婦人の地位

労働省

婦人少年局編



やさしい民法

新しい婦人の地位

労働省

婦人少年局編

日本の女も平安朝の頃まではまだ古代の個人的自由を多少認められていましたが、封建時代に入り、「家」の制度が確立されるに従つて人としての自由を奪われ、ただ臺所の道具、子を生む道具として「家」のために奉仕させられてきました。明治維新は武家制度を廢しながら、そのつつかえ棒であつた「家」の制度を廢止せず、明治の民法は約半世紀にもわたつてこれを維持してきました。

敗戦がもたらした日本の民主化はいろいろの制度の改廢となつて現われましたが、民法改正もその中の重要な一つです。「家」の制度はここに亡びて、女は初めて封建的な從屬からとき放たれ、男子と對等の自由な個人となりました。この新しい地位に伴う新しい權利や義務を私たちは知らなければなりません。法律はむずかしいもの、めんどろなもの、専門家だけが知つていれよものと思つていると、寶のもちぐさで、せつかくの新しい地位にもかかわらず、ふるい掟、ふるい習慣にとらわれて暗い生涯を送り、日本の再建も名のみに終ります。

「やさしい民法」は誰にでもわかるように民法によつて定められた女の新しい地位を説明したものです。若い娘さんにもお母さんにも、勤める方にも家庭の主婦にも一樣に必要な民法の知識を身につけるためにぜひよんで頂きたい。中學や高等學校、婦人團體などでも備えて役に立てて、婦人の地位

の改善が、法律の上だけに留まらず、日常の習慣となり、事實となるように努めて頂きたいと思ひます。

この本は労働省婦人少年局婦人課富田展子、結城頼子の二氏が共同で執筆いたしました。

一九四九年二月

山 川 菊 榮

目次

はしがき

山川菊榮

はじめに

七

民法の改正

九

第一部

第一章 家の廢止

一三

第二章 結婚

二〇

第三章 離婚

二六

第四章 親子關係

三〇

第五章 親族會の廢止

三六

第六章 後見

三八

第七章 扶養

三八

第二部

第一章 家督相續の廢止

四一

第二章	新しい相続法の特徴	四六
第三章	相続順位	四七
第四章	相続分	五一
第五章	遺留分	五五
第六章	遺産の分割	五九
第七章	祭祀の相続	五九
第八章	遺言	六〇
第九章	相続の承認と放棄	六二
第十章	家庭裁判所	六三
おわりに		六四

附録

改正民法（第四編 親族、第五編 相続）	六七
---------------------	----

はじめに

婦人の地位は高くなつたといい、男女は平等になつたといいますが、どのように高められ、どの點で平等になつたのでしょうか。そして私達は現在、娘として妻として母としてどんな權利と義務を持っているのでしょうか。これらの問題に答えるのがこのパンフレットの目的です。

従來日本の婦人達は、ほとんど法律に關係のある行いをする機會がなかつたため、法律の知識などはあつてもなくても日常生活に大して影響がなく、又法律の文章は大變むつかしくできていて、てがむによむこともできなかつたため、婦人と法律とは縁の遠いものになつておりました。それで一たん事がおきた場合に、はじめて自分の立場の不利なおどろいたり、又は無知のためにごまかされてしまうことが多かつたものです。

けれど、民法は私達の家庭生活に關係の深い大切な法律です。結婚や離婚、財産や相続など私達にとつて重大なことが、どういうように行われるかは、民法が土臺となつてきまるのです。これをよく理解して一人一人の權利と義務をわきまえることは文化的な社會人、家庭人としての常識であると同時に、自分を守る武器であり、又社會の秩序をたもつ鐘ともなりましょう。

しかも私達の民法は最近かわつて、男女の同權が保證され、婦人の地位が高められました。この新

しい民法をよく知らなかつたり、誤解したりしては、實の持ちぐされになります。又この新しい民法によつて、婦人も男子と同様に法律に關係のある行いをする機會がふえたのですから、十分な知識が實用上にも必要なわけです。

一人でも多くの婦人が新らしい民法の知識を得て、明るい文化的な生活をいとなむためにこのパンフレットがお役に立てば幸いです。

民法の改正

舊民法とは

舊民法とは明治三十一年に公布されたもので、日本で最初の民法でもあります。明治維新以後の自由民権の思想と外國の新らしい法律を土臺とした民法草案が明治二十三年にできあがり、明治二十六年一月一日から實施されるはずでしたのが、そのころまた帝國主義的な傾向が頭をもたげていたために、「民法出でて忠孝亡ぶ」といつて反對され、しりぞけられてしまいました。そして改めてつくりなおしたものがこの舊民法ですから、その内容は封建的な色彩がつよいのです。即ち舊民法は武家政治に行われていた家族制度をもとし、それに外國の個人主義をいくらか加味したもので、部分的には個人の自由をゆるしながら、根本的には支配するものと支配されるもの、という關係ですべてをわきまきろうとするものでした。公布以後二、三の點の改正があつただけで、約五十年間、私達の生活を規定してきたのですが、昭和二十三年一月一日限り廢止されて新らしい民法とかわつたのです。

新憲法と民法の改正

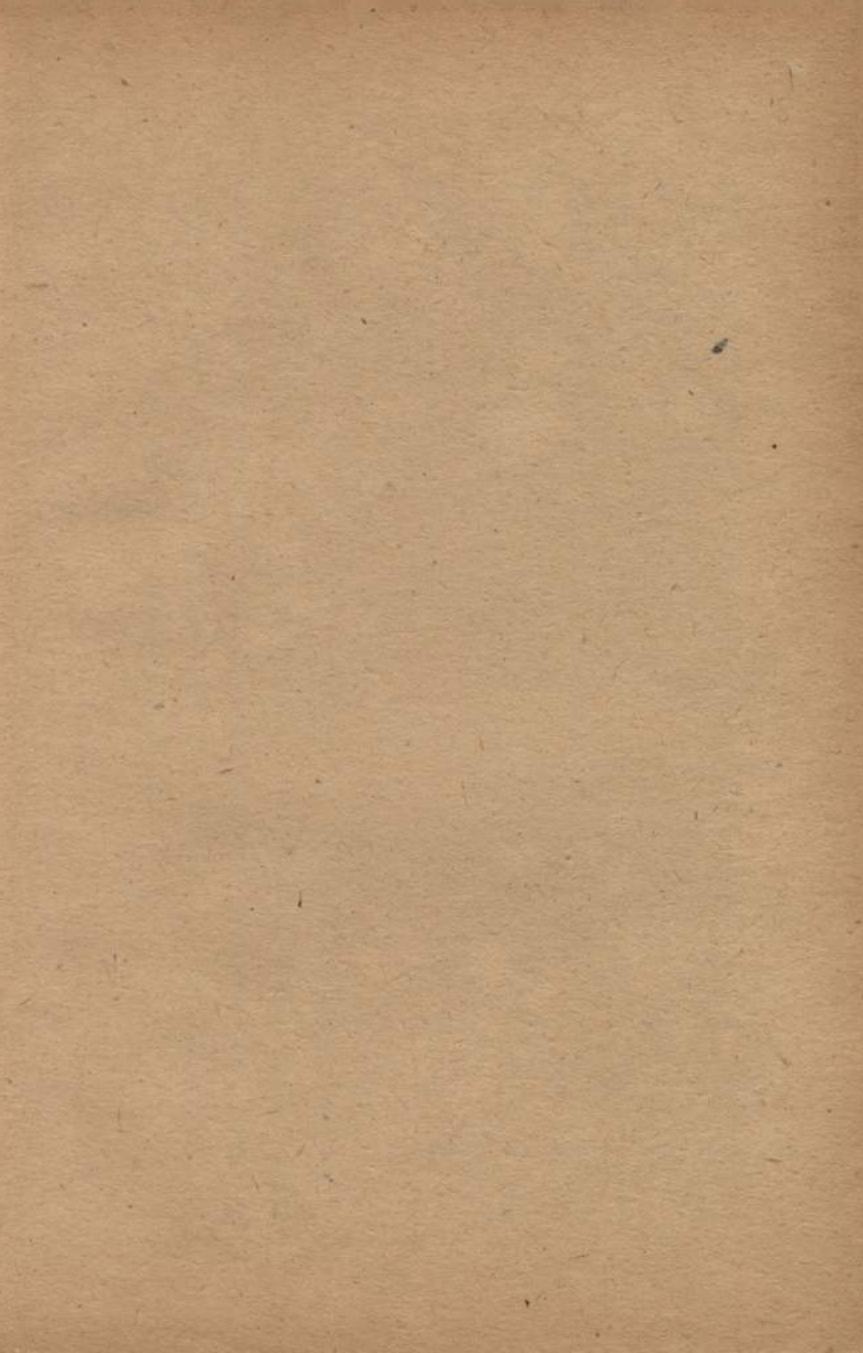
昭和二十三年五月三日に發布された新憲法は、私達の生れながらに持つてゐる人としての尊さをみとめ、また個人の平等を保證して、家柄や男女の別による差別は一切みとめません。そして身分關係

については特に「婚姻は、兩性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。配偶者の選擇、財産權、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に關するその他の事項に關しては、法律は、個人の尊嚴と兩性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」(第二十四條)という條文をもうけてあります。家族制度を中心とした從來の民法は、いろいろな規則で個人の自由を束縛し、男女を不平等にあつかつていましたから、この新憲法の精神に反するものとして、當然改正されたのです。そして昭年二十三年一月一日から新しい民法が實施されています。

應急措置法について

民法の改正は大がかりなものでしたから、準備に相當な日數がかゝり、新憲法と同時に新しい民法を出すことができませんでした。それで新憲法施行の日から改正民法實施までのあいだの穴を埋めるために「應急措置法」が實施されていました。この法律は舊民法のうち「家」に關する規定、兩性の本質的平等に反する規定、家督相続の規定を廢止したもので、わずか十條の應急的な法律でしたが、昭和二十三年一月一日改正民法の實施と同時にその効力はなくなりました。

第
一
部



第一章 家の廢止

一、「家」の廢止

家とは——普通一般に「家」というと、家屋や家庭生活を指したり、又は家門というようなものを考えられているので、「家」の廢止というと、私達のあたゝかいなごやかな家庭生活をこわしてしまふものゝように思われやすいのですが、舊民法でいう「家」と、普通に使われている「家」とは全く違ふものなのです。

舊民法でいう「家」とは、長となつてゐる「戸主」と、その「家族」とからできてゐる戸籍上の團體をさします。つまり、一つの戸籍簿にのつてゐる戸主とその家族をいうのです。従つてこれは實際に私達が營んでゐる家庭生活とは別なものであることが多いのです。たとえば兩親は熊本に、長男夫婦は東京に、次男夫婦は青森に住み、經濟的にもそれぞれ獨立して生活してゐる家庭であつても、戸籍簿の上では、父が戸主となつており、長男夫婦及び次男夫婦はその家族となつて、一つの「家」をつくつてゐる場合がしばしばありました。その他叔父・叔母、甥・姪などが戸籍上家族となつていたり、或いは一緒に生活してゐる者が、戸籍面では別の「家」の者であつたりすることが少くなかつたのです。よく舊民法で、「家に在る父母」とか「家に在る子」などといわれましたが、これは實際一緒にくら

していることをいうのではなく、同じ戸籍簿にのつていることをいつたものです。そして法律上ではこの實生活と違ふ「家」の存在が絶對のものとなされ、人は誰でもどこかの「家」に屬しており、「家」を離れて個人だけの存在は認められなかつたのですから、戸主が一人だけで「家」をつくつていたり、身許が判らない捨子や、両親の家に入れられない私生兒が一家をつくつてその戸主となつたりしました。家の制度のよくない點——舊民法の家についてのおもな缺點を拾つてみますと、

(1) 先ず「家」を統率してゆくためだからと戸主だけに大きな權力を與え、家族の人格を無視しておりました。例えば戸主は居所指定權を持つていて、家族の住む場所を定めることが出来ました。もし家族がこの命令を聞かないと、戸主はその家族を扶養する義務を負わないで済み、また時には離籍してその「家」から追い出すことも出来ました。そのため夫を失つた妻を追ひ出す手段として、夫の家の戸主が、できないことを見越して彼女に自分と同居せよと云つて、これに應じないと離籍すると云うようなことも起りがちでした。

また家族が結婚したり養子縁組をする場合にも必ず戸主の同意が必要で、これに反すると戸主はその家族を離籍することが出来ました。戸主の同意を得ないで嫁に行つたり養子に行つたりした者に對しては、後でその家族が離婚や離縁になつて復籍を希望してもそれを拒絶してその家へ戻れないようにすることができました。また一度結婚して他の「家」へ入つた者が更に結婚や養

子縁組をする場合には、その家の戸主の同意と實家の戸主の同意と兩方いりました。従つて未亡人の再婚などが難しい問題となることが少くありませんでした。内縁關係で生れた子供は父または母の家に入ることになつていましたが、その家の戸主が同意しなければ入れず結局一人で一家を作らなければなりませんでした。その他いろいろと「家」への出入りについて必ず戸主の同意がいり、誰の財産かわからない財産は戸主の財産とする、その代り戸主は全家族を扶養する義務があるというように戸主一人を重要視して家族の人權を殆ど無視していたのです。これがとかく悪用されて家庭生活を非常に拘束し又複雑にし、そのため不幸な生活をおくる人が多かつたのです。

(2) 「家」の制度の下では、戸主となる者は、原則として男子であり、男子のない場合だけ女子が相續する建前になつていたので、女子は常に不利益な立場におかれていました。宗督相續に後廻しにされる以外にも、女子は結婚すると無能力者として、重要な行爲には夫の許可をうけなければなりませんでした。妻は自分の財産も夫に管理され、一方的に嚴重な貞操義務を負わされて離婚原因に差別をつけられ、また親權者となるについても母親は父親よりも後廻しにされたりえ、親族會の制限を受けたりしました。

このように女子が娘の時代にも、また妻となり母となつても常に非常な差別をうけていたのは、

全く「家」の制度にその原因があつたわけです。

(3) また「家」を絶やさないで、何代にもわたつてついでゆくことは何より大事なことでされましたから、相続人は非常に大切にされるかわりに、他の「家」へ行かせられないで、その家へ縛りつけられました。相続人が女子の場合はそのため婚期を失つたり、或はめんどろな手続によつて廢嫡したりすることもおこり、又た「家」の相続人とするだけの理由で幼い子供を養子にして「家」へ奉仕させたりしました。

(4) 同じ親族であつても、一つ家に屬する者と屬さない者とは、權利と義務とがちがつてきます。たとえば、子は父の親權に服しますが、一旦その家を出ると、もはや父の親權は認められません。また結婚についても同じ家に屬する限り、父母の同意がいりますが、戸籍が別ならそれはいらなくなるなど、形式的で不自然な又不合理なことが多かつたのです。

このような制度は、個人の尊嚴と平等を強調する新憲法の精神に全く反するものです。なお又「家」はもともと武家時代の俸祿制度によつて發達したものですから、社會狀態・經濟狀態の違ふ現在では、その解體は當然のことといえましょう。

これからは戸主、家族という身分の差別はなくなり、個人として家族の一員としての權利義務は全く平等となりました、同時に娼養子、分家、家督相續、隠居、廢嫡等日本獨特の複雑な制度もなくな

り、人はみな「家」にしばられないで、獨立の人間として解放されたのです。條文の上では舊民法第四篇親族の第二章「戸主及び家族」は全部廢止されました。

新しい民法は「家」を廢止したといつても、親族が同居して互いに助け合つたり、皆でよく相談して力になることを妨げようとするものではなく、むしろそういうことを奨勵して、第七三〇條には「直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならぬ。」という規定を設けてあります。

二、これからの戸籍

從來の戸籍は戸主を中心とした家を單位としてつくられたので、一つ戸籍の中に二夫婦、三夫婦はいつてゐることは珍らしくありませんでしたが、これからはこういうことはなくなり、民法と同時に改正された戸籍法によると、これからの戸籍は、夫婦を中心としてこれと同じ姓を名のる子供だけでつくられます。子供が結婚したり養子縁組をすると、その度毎に新しい戸籍がつくられます。また結婚や養子縁組をしなくても成年になると、親と分れて別の籍をつくるができます。戸籍の一番初めに書かれてゐる者を筆頭者と呼び、この筆頭者の氏名と本籍（都道府縣市町村番地）とで戸籍を表わすことになります。

離婚、離縁の場合、實家に復籍できることは從來と同じですが、新しい戸籍をつくることもできます。

なお、古い戸籍を急に全部新しく改正することは困難なので、當分の間結婚とか、養子縁組とか、戸籍に變動があるたびに改めてゆきます。

三、これからの氏（姓）

從來は誰でも必ずどこかの「家」に属していたので、戸主も家族も自分の属する家の姓をなめることになつていました。各人が結婚、離婚、養子縁組、離縁などによつて、それぞれの姓をかえるのは、その人の属する家が變つたことを意味していたのです。しかし「家」が廢止されましたから今日では姓は個人の呼稱として考えるべきものなのです。例えば甲野雪子といえますと、從來は甲野家の雪子という意味でしたが、今日では甲野雪子という個人を表わすものとなります。ところで姓が各個人の呼稱となるといつても、各人勝手に姓をつけられるというのではなく、そこには一定の規則があります。出生、結婚、養子縁組等それぞれの場合についてそのつと述べてみましょう。

四、これからの親族關係

親族の範圍——法律上の親族には血族と配偶者と姻族とがあります。血族とは親子兄弟などの血のつながっているもので、六親等までが親族になります。姻族とは自分の配偶者の血族をいい、これは三親等までが親族となつております。養子は實際には血族關係はないのですが、養父母や養父母の血族との間に血族關係があるとされます。以上の事柄は民法の改正により變化をうけておりません。

繼親子、嫡母、庶子の廢止——繼父母と繼子の關係は、今までは同じ「家」にいる限り親子の血縁があると同じように扱われていました。そのため繼父母は繼子に對して親權を持ち、また繼子は繼父や繼母が死亡又は隱居すると相續することができたのです。また正妻と妾の子とのあいだについても同様でした。このようにもともと親子の血縁のない者に、法律で親子の關係を認めるようなことは、人間性に反する不自然なことですし、とかく問題がおこりやすく、また元來「家」の觀念から生れた規定ですから、改正民法では廢止されました。

これからはこういう人達の場合はちやうど舅姑と嫁との間と同様に、姻族一親等の關係があるだけとなりました。もし、これらの間で親子關係を結びたければ、養子縁組をすれば普通の親子と同じ關係になり、親權も相續も行えることになります。また親子關係を結ばなくても、財産をわけてやりたいたときは、遺言すればよいことは、一般の場合の通りです。

姻族關係は婚姻の取消しや離婚によつて當然なくなることは今まで通りです。夫婦の一方が死んだとき、生き残つた配偶者と死者の親族間の姻族關係は、従前はその配偶者がその「家」を去つた場合にだけなくなりましたが、今度は生存配偶者の意志によつて姻族關係を終わらせることができるようになりました。生存配偶者は誰の同意もなしに一人で戸籍係りに届出て手續きをすればよいのです。たとえば夫を失つた妻は、従來は夫の家と實家の家の戸主の同意を得て元の籍に戻らない限りは、夫

の血族との間に姻族関係がありました。現在では未亡人一人の意思でそれを解消することができません。この場合姓とは無関係です。姻族関係を終らせると、互に扶養関係は全くなりませんが、これについては後に述べます。

養子と養親の血族との間の親族関係が、離縁又は養子縁組の取消によつて終ることは従来と變りありませんが、養子の配偶者や子孫と、養親や養親の血族との間の親族関係は變りました。即ち養子が離縁した場合従来は、養子の配偶者や子孫達が養子と一緒に養家を去つたときだけこの親族関係が終り、これらの人が養家を去らなければこの関係は續いていました。新しい民法では養子の離縁によつて、これらの者と養親またはその血族との親族関係も自然になくなることになりました。

第二章 結婚

一、親の同意

従来は結婚するには、戸主の同意が要つたばかりでなく、男は満卅歳になるまで、女は満廿五歳になるまでその家にある父母の同意が必要でしたが、新憲法第二十四條によつて、結婚は両性の合意のみに基いて成立することになりましたから、戸主の同意が取り去られた上に、父母の同意も必要でなくなりしました。即ち成年の者（満二十歳以上）は、本人達の考えだけで結婚できることになったのです。

未成年者が結婚する場合には、その子の保護という立場から父母の同意がいります。両親が揃つてゐる場合は両親の同意を得なければならないのですが、萬一父か母が同意しないときには、一方の同意さえあれば結婚できます。父母の一方が既に死んでいたり行方不明であつたりしたときにも、他の一方の同意があればよいことは勿論ですし、父母が兩方ともいない場合には誰の同意もいりません（從來は後見人の同意がいりました。）

父又は母の同意がない結婚届が誤つて受付けられた場合は、從來は親からその婚姻を取消されることがありました。現在はいつたん受付けたものは取消することはできません。

また從來未成年者が結婚した場合は、妻だけが未成年のときは夫が後見人となり、兩方未成年のときは夫の親権者や後見人が監督していたのですが、新しい民法では未成年者でも結婚をすると男女ともに成年者になります。結婚解消してもそのままです。

二、結婚年齢

未成年者でも結婚すると、成年者とみなされることになりましたので結婚年齢は男満十八歳、女満十六歳として、從來よりそれぞれ一歳引上げられました。

三、結婚の制限

現に配偶者のある人がそのまま更に他の人と結婚する重婚や、三親等内の近親結婚、即ち親子、

兄弟姉妹、伯叔父、姪、伯叔母、甥との間の結婚がゆるされないのは今までと變りありません。又いつたん結婚した相手の親や子とは離婚や配偶者の死亡によつてお互いに姻族關係がなくなつていても結婚できないこと、養子やその配偶者や子供は、養親やその親とは離縁した後でも結婚できないこと、女が再婚するには夫と別れてから六ヶ月たたなければならぬことも前と同様です。ただ從來は姦通した者同志の結婚を禁止していましたが、刑法で姦通罪が廢止されましたので改正民法はこの制限を廢しました。即ちこういう愛情の問題は法律で裁くよりも道德的又は社會的に解決すべきだといふわけです。

四、結 婚 届

結婚は兩性の合意のみに基いて成立するといつても、婚姻届を出してその意思を發表しなければ、法律上正式な結婚とはならないのは從來通りです。たとえ本人同志が固く生涯を共にすることを誓ひ、親兄弟も賛成し、盛大な式を舉げて事實上夫婦になつていても、届出がしてなければそれは内縁關係であつて、民法は何の保護もしてくれません。前に述べましたように、もはや「家」を繼ぐために結婚がむづかしいということもなくなりましたし、また戸主の同意もいらす、親の同意ということも非常にゆるやかになりましたから、怠らずに婚姻届を出して内縁關係をなくすことに努めたいものです。

五、夫婦の氏（姓）

夫婦の姓は結婚の際に、それまでの夫の姓にするか妻の姓にするか、どちらにでも相談してきめます。夫婦が別々の姓をなのつたり、全然新しい姓をなのることはできません。夫の氏をなのるときはその戸籍の筆頭者は夫であり、妻の氏をなのるときは妻が筆頭者となります。

離婚すると、結婚のときに姓を變えた方が必ず元の姓に戻ります。

夫婦の一方が死んだ場合には、生きのこつた妻や夫はそのままの姓でいてもよいし、元の姓に戻つても差支えありません（以前は元の姓に戻るためには婚家と實家と兩方の戸主の同意を得て、いわゆる籍を抜く手続きをとらなくてはなりませんでした）。又この場合元の姓に戻ることと、前に述べた姻族關係を終らせることとは何の關係もないことです。舅姑と姻族關係を續けていても姓は元に戻つてゐることもあり、姻族關係を終らせても姓は同じであるということもできます。

六、夫婦の能力

從來妻は法律上の能力を制限され、自分の財産でも自由に處分することはできず、一定の法律行為、即ち他人から借財するとか、金品をもらうとか、就職するといふようなことをするには、夫の許可がいりました。これがいわゆる「妻の無能力」の規定で、妻は未成年者や低能や狂人と同じく扱われ、人格を無視されていたのです。新民法では、夫婦は同等の權利を有すると云う新憲法の精神にもとづ

いてこの規定を廢止しました。現在は妻も夫と同様に自分の財産は自分で處置でき、その他の法律行為も夫の許可なく行うことができます。同時に夫も従來のように妻の行為を取消することはできませんから、妻がいつたん他人と契約しておいて「夫が許さないからやめます」と云うような無責任なことはできないわけです。

前にも述べたように未成年者も結婚すると成年者と同じに扱われます。財産上の行為について能力をもつだけでなく、親權後見からの拘束を離れ、民法上すべての面において既婚者は一人前として扱われるのです。

七、夫婦の權利義務

夫婦は同居の義務がありますが、その場所は夫婦で相談してきめます。妻は従來は夫のきめた場所に従わなければならなかつたのですが、今は一方の意思だけではきめられないことになりました。どうしても話がかないときは、家庭裁判所に申出てきめてもらうことになります。また夫婦は互に協力し、扶助しなければなりません、これは精神的にも經濟的にもたすけ合うことで、お互に扶養の義務のあることは勿論です。

前にも述べたように従來は、夫が妻の財産を管理し、夫または女戸主は配偶者の財産の使用權と權益權を持つていましたが、こういう規定は全部廢され、夫も妻も自分の財産を全く完全に支配出来る

ようになりました。

結婚生活中に要する費用の負擔者は從來は夫または女戸主でしたが、夫婦は同等の權利と同時に同等の義務をもたなくてはならないと云う原則からこの點も改められ、費用は夫婦が分擔するものとなりました。けれどその割合は必ずしも二分の二つではなく夫婦がそれぞれ資産や収入その他いろいろの事情を考えて、適當に分擔し合うのです。一方が分擔する能力のない場合は勿論しなくてもよいのです。

日常の家事に關して夫または妻が一人で他人と取引した場合、その取引の相手は、夫婦のどちらに對して支拂を請求しても差支えないのです。即ち夫婦は連帶責任を負うのです。けれど一方が前以つて自分は責任をおわないと取引の相手にいつてあればこの限りではありません。

夫または妻が結婚する前から持つていた財産や、結婚中に自分の名義で得た財産は各人の特有財産です。夫婦どちらのものかわからないものは、從來は夫または女戸主の財産とされていたのですが、現在ではふたりの共有物であるとみられます。それが自分一人のものであるというには、證據を出して證明しなければなりません。

第三章 離婚

一、協議離婚

夫婦の話し合いによつて届出を出せばそれで離婚ができることは従前と變りありません。ところがこういう自由な離婚ができると、一方が離婚したくないのに、無理に印を押させられて協議という名目で追出されるようなことが起き易いのです。この場合その人を救う方法が従来は、はつきりしていません。かつたため、泣寝入りする婦人が多かつたのですが、今は相手方又は他人からだまされたり強迫されて無理に離婚させられた場合は、裁判所に訴えてその離婚を取消してもらうことができますことが明らかにになりました。また従来は満二十五歳にならない人達が協議上の離婚をするためには父母の同意がいりましたが、現在は未成年者でも一たん結婚すれば成年者になりますから離婚する夫婦が未成年者であるということはありません。従つて父母の同意もいりません。

二、裁判上の離婚

夫婦の間で離婚の相談がまとまらないときに、或る一定の理由があれば、夫婦の一方から裁判所に訴えて離婚することができます。これが「裁判上の離婚」です。従来は離婚できる原因について十ヶ條の事項があげてありました。そしてそれにあてはまる理由のない以上、裁判上の離婚はできません。

でした。しかもその十ヶ條は、重婚、妻の姦通、受刑、はなはだしい虐待や侮辱、遺棄、行方不明、直系尊屬との不和、娼養子が家を出たとき、などというようにこまかく限定してありましたから、なかには離婚した方がよいと思われる事情があつても、この十ヶ條の原因のどれにも當らないために、離婚できないことがあり、又特に姦通に關しては、妻が姦通した場合はたゞちに離婚原因となるのに、夫の場合は他人の妻と姦通してその夫から告訴され、裁判の結果、有罪となつたときだけ離婚原因になるというはなはだしい不平等がありました。改正民法はこうした杓子定規の規定をやめ、同時に男女による差別や「家」を重視した考えもなくし、次の五ヶ條の離婚原因を定めました。

(1) 夫婦の一方に不貞な行爲があつたとき。

(2) 配偶者から惡意ですてられたとき(舊法と同じ)。

(3) 配偶者が三年以上生死不明のとき(舊法と同じ)。

(4) 配偶者が強度の精神病にかかり、なおるみこみがないとき。

(5) 以上の原因にあてはまらなくても、結婚生活を續けてゆくことがむづかしいような重大な事由があるとき。

しかし(1)から(4)までの原因があつても、すべての事情を考えて離婚するよりも結婚を續けさせた方がよいと考えられるときは、裁判所は離婚をさせないことができます。例えば現在は一緒に

くらしているのに、何年も前にあつた家出事件を、悪意ですてられたと訴えても、裁判所ではとりあげてくれないでしょう。

三、離婚の場合の子供の處置

親權——後に述べるように、親權は父母が共同して行いますが、もし父母が離婚すると、父母は共同生活をしなくなり、親權を共同して行えなくなりますから、父母のどちらか一方を親權者に決めなくてはなりません。誰が親權者になるかについては、父母の相談できます。相談がまとまらないときは家庭裁判所に申出てきめてもらいます。裁判上の離婚のときには、裁判所が親權者をきめます。親權者を決めないと離婚届を付けてくれませんからその點注意がいきます。

監護——父母が離婚した場合に親權者にならなかつた父又は母が、いろいろの事情から子供を引取つて養育したい場合もあります。例えば父が親權者ときまつても、その子が一人前になるまで母の手許で育てたいというときには、その方法などについては父母の相談でどのようにでもきめることができます。即ち親權者と監護者とは別々にすることができのです。父母の相談がまとまらなかつたり、一方が行方不明で相談できなかつたりするときは、従来は父が監護することになつていました。そのため子供にひかされて離婚できない妻も随分あつたのですが、改正民法ではこういう場合は家庭裁判所で決めてもらいます。又以上のようにして子を監督保護する者をいつたんきめても、子供の利益の

ためにそれをかえる必要のあるときは、家庭裁判所に申し出て、監護者をかえてもらうことができ、そのほか監護について相當の處分をしてもらうことができます。このようにして父母の離婚による子供の犠牲をなるべく少くし人情に即した解決をはかろうとしているのです。

四、財産の分與

從來離婚に際しては、妻が夫の財産を分けて貰うことは時々は行われても、權利としてはひとめられていませんでしたから、別れてから生活に困ることもあり、又そのために別れたくても別れられないうで忍従的な日を送るようなことがありました。元來夫婦の財産は夫婦協力して作つた場合が多いので、改正民法では離婚するときは夫婦の一方から相手方に對して、財産を分けてくれ、ということができるようになりました。この財産の分與について、本人たちで話がまとまらないときは、家庭裁判所に申しでることになります。家庭裁判所では財産を分けるべきかどうか、又その額や方法、二人が協力してできた財産の額や、その他いろいろの事情を考えに入れてきめます。家庭裁判所に申し出るときは離婚後二年以内でないと取り上げてくれません。

第四章 親子関係

一、庶子の名稱の廢止

法律上正式な結婚をしている夫婦の間の子を嫡出子といいますが、正式な結婚をしない夫婦の間の子を昔は私生子とよびました。そして私生子を父親が認知すると庶子になりました。このように私生子とか庶子とかいう名稱をつけて、何の責任もない子供に苦痛を與えることは、個人を尊重するたてまえから大變面白くないことなので、昭和十七年から私生子の名稱は廢止され、こんどの改正に當つては更に庶子の名稱もやめることになり、これからは戸籍の上ではただ「男」、「女」とだけ記載されることになりました。また嫡母庶子の關係及び繼親子の關係も廢止されましたが、このことは第一章「家の廢止」のこれからの親族關係のなかにのべました。

二、養子

遺言養子 婿養子の廢止——從來行われていた養子縁組は、「家」の跡取りがないので養子をして「家」を繼がせることがおもな目的でありましたが、現在は「家」がありませんから、養子縁組を行う理由も變つたわけで、専ら子の保護養育のために行われることになります。そこで從來行われていた、養子をもりたい者が遺言で養子縁組を行う遺言養子や、男子が養子に入ると同時に養家の娘と

結婚する婚養子の制度は廢止され、ただ生前にする普通の養子縁組ができるだけになりました。勿論既に届出の済んでいる遺言養子縁組や婚養子縁組は有効です、また婚養子縁組は、今後は養子縁組と結婚という別々のものが、時間的に一緒に行われるものとして扱われてゆきます。男の子があるときにも、更に男の子を養子にすることも差支えなくなりました。

養子縁組の同意——養子縁組についても、結婚の場合と同様に父母の同意はいりません。但し未成年者は養子をもらうことは出來ず、又未成年者を養子とする場合には、家庭裁判所の許可がいります。

これは從來、子供を喰い物にするつもりで養子にすることがよくあつたのでその弊害を除くため、父母の意思を確かめて子供を保護するという趣旨からでたものです。けれど自分の子や配偶者の子（即ち現在の夫婦以外の者とのあいだにできた子）を養子とするときには、家庭裁判所の許可はいりません。

離縁——從來は二十五歳までの養子は養子縁組を解消するのに父母の同意がいりましたが、新しい民法では十五歳以上の養子は未成年でも自分の考えだけで協議上の離縁が出來ます。養親が死んだあとに離縁したい時は家庭裁判所の許可を得れば出來ます。

詐欺強迫による協議離縁がおこなわれたとき、それを取消すことが出來ることが明かになつたことは、離婚の場合と同様です。

お互いの話し合いがつかず、裁判所に訴えて離縁する場合のために、從來は九つの原因がきめられて

いましたが、實情にそわないことがあるので次のように改められました。

(イ) 他の一方から惡意で棄てられたとき(從來と同じ)。

(ロ) 養子の生死が三年間判らないとき(從來と同じ)。

(ハ) その他縁組が續けられないような重大な事由があるとき。

これらのうちのどれかの理由があれば離縁の訴えを起すことができますが、(イ)や(ロ)の理由があつても、裁判所で調べて、離縁しない方が却てよいと思つたときは、離縁を許さないことがあります。

三、子の氏(姓)

嫡出子はその生れた當時の父母の氏をなおります。もしその子が生れる前に父母が離婚して別々の姓になつていたときは、父母が離婚當時なのつていた姓をなおります。

嫡出でない子は父から認知されていても認知されていなくても、出生當時の母親の氏をなおります。

養子は縁組當時の養親の氏をなおります。離縁になればもとの氏に戻ります。

以上のようにして子の姓が決まると、その後父母が離婚して一方が前の姓に戻つたり、父や母がまた結婚したり養子にいつて姓を変えたりしても、子の姓は變りません。従つて子は父又は母と氏が違つてきます。前にも述べたように、「氏」は「家の氏」を表わすのではなく、單なる「個人の呼稱」

なので、これだけでよいわけです。また親子の間で氏が違つていても親子間の法律關係には何の影響もないのです。しかも自然の人情として親子が同じ姓をのりたいたときには家庭裁判所の許可を得て子の姓を親と同じ姓に變更することができません。もしその子が十五歳未満であつたら、法定代理人が代つてその手続きをします。これは嫡出でない子や捨子の場合などにもあてはまります。しかし親子で姓が違ふ場合はいつでも變更することができません。親が死亡してしまつた場合や、子が結婚したり養子に行つたため親と姓が違つたときには變更られません。なお、前にのべたようにして子が未成年のときに姓を變えた場合は、成年になつてから一年内ならば、家庭裁判所の許可をえずに、自由に變更前の姓に戻るができます。

四、親 權

親權とは親が子を育ててゆくために、その子の身の上及び財産上のことを、保護監督する權利であり、同時に義務です。

親權の内容の主なもの次のは次の通りです。

(イ) 子を監護教育する權利義務。

(ロ) 子の居所を指定する權利。

(ハ) 子を懲戒する權利。

(ニ) 子が職業を営むことを許可する権利。

(ホ) 子の財産を管理したり、子に代つて財産上の法律行為をする権利。

親権に服する者——従来は成年者でも獨立の生計を立てない者は、親権に服さなければなりませんでしたが、これは懲戒権に限られていました。もともと親権は未成熟の子を保護監督することが目的ですから、今度は未成年の子だけを親権に服させることにしました、なお未成年の子でも、前に述べたように、結婚すれば成年に達したものとみなされますから、親権にも服しません。

親権を行う者——親であるかぎり、子供の監護や教育に専心することは、法律で定めるまでもないことであり、そしてこの點については父親と母親との間に何のちがひもない筈です。ところが従来は、父が第一次的に親権者となり、父がいなか又は親権を行えない時にだけ、母が親権者となりました。しかも母親が親権を行う場合には、子供に代つて重要な取引をしたり、子供のそのような行為に許可を与えるのには、親族會の同意を得なくてはなりませんでしたが、このようなことは人情にもそぐわず、新憲法の個人の尊嚴と兩性の本質的平等にも反するので、改正民法は次のように改めました。

(イ) 父母は共同で親権を行います。養子の場合には、養父母が親権者となり、實父母は親権者になりません。父母が共同で親権を行う場合に、父母が十分話し合ひをしないで、父又は母が一人で勝手に他の一方の名義を使つて、共同名義で子供に代つて子供の財産を賣つたり貸したりするようなこ

とが起きてきます。これは本來は無効の行爲ですが、それでは取引きした相手方が損害を蒙りますので、有効な行爲としています。しかし相手方が、父又は母が勝手に共同名義を使つたということを知つていた場合には、その人を保護する必要はありませんから無効とされます。

(ロ) 父母が離婚をすると、共同生活をしなくなりますから、親權を共同で行うことができません。子の場合の親權者を誰とするかは、協議離婚ならば父母の相談によつてきめ、相談がまとまらないときは、家庭裁判所できめてもらいます。裁判上の離婚のときは裁判所できめます。

(ハ) 父母が離婚したあとで、子供が生れた場合には、母親が親權者になります、しかしこれもその後父母が相談の上で、父親に代えることができます。

(ニ) 嫡出でなく、父の認知をうけていない子は、法律上、父と何の關係もありませんから母が親權者となります。そういう子は、父が認知した場合でも、原則として母が親權者となりますが、父母の相談で父を親權者とすることもできます。

このように離婚の場合や嫡出でない子ときは、父母の一方だけが親權者になりますが、その場合に他の一方の方が適當であると思ふときは、家庭裁判所に申立てて、親權者を他方に變えることができますから、常に事情や人情にかなつた解決がはかれるはずで

親權及び管理權の辭退——從來は親權者となつた者は父にしても母にしてもそれを辭退することは

できず、財産の管理權に限つて母は辭退できたのです。それでは子供のために不利益なこともできるので、改正法は、止むを得ない事情があるときには、家庭裁判所の許可を得て辭退することを認めました。例えば親權者が子供を残して外國に旅行するような場合には、親權又は管理權だけを辭退できます。そして父母のうちどちらか一方、或いは後見人にまかせます。なお都合の悪い理由がなくなつた後は、家庭裁判所の許可を得て、親權又は管理權を回復することができます。

第五章 親族會の廢止

從來親族會は家督相續人をきめたり、母が親權を行うときに監督したり、後見人をきめたり監督したり、その他家に關する重大なことを審議するために必要なものとして設けられていましたが、その役割はとかく形式に流れて持ち廻りで印を押したり、或いは逆に親族間の争いを起させたことが多く、また、「家」のなくなつた今日では存在理由が殆んどありませんので、改正民法では親族會の制度を廢止しました。そして家庭内のいざこざや重大な事件については、家庭裁判所がとりあつかうのであります。家庭裁判所については後にのべます。

後見とは——未成年者に對して父母が親權を行つてゐる限り、その保護は一應行われていますから、後見の問題は起りませんが、親權を行う者がなくなり、または親權者が財産の管理權をもたなくなつたときに後見が必要になります。この場合の後見人は親權者と大體同じような權利義務をもつています。また禁治財産者に對する後見人もあり、禁治産者の療養や看護につとめる義務があります。之は從來と變りません。

後見人——未成年者の後見人には、親權者から遺言で指定された者がなり、このような遺言がないときは家庭裁判所が後見人ときめます。禁治産者の後見人にはその人の配偶者がなり、配偶者がいないときは家庭裁判所が後見人をきめます。後見人になると從來は女子はその役目を辭退できませんでした。男子は特定の理由がある場合の他は辭退できませんでしたが、改正民法は、男女共に正當な理由があるときは、家庭裁判所の許可を得てやめることができるようになりました。

後見監督人——後見人には普通、親以外の者がなるので未成年者や禁治産者の利益を保護するため後見監督人をおいて後見人を監督し、後見の仕事の公正を期します。最後に親權を行つた者は遺言で後見監督人をきめることができますが、そうした遺言がないときは、家庭裁判所がきめます。從來後見監督人は必ずおかれることになつていましたが、被後見人である未成年者や禁治産者の財産狀態によつては、その必要のない場合もありますので、家庭裁判所は財産狀態を調べて必要があると考えた

ときだけ、後見監督人を選ぶことにしました。

なお後見を監督するものとして後見監督人のほかに従来は親族會がありました、これは廢止され、その仕事の大部分は家庭裁判所が行うことになりました。

第七章 扶 養

自力では生活に困る人達に對して、社會保障制度や公共の救済施設が十分できていない以上、親族の者に扶養させることをある程度期待しなければなりません、又たがい扶け合うことは親族間の情誼でもあります。そこで民法は原則として、

(1) 夫婦間。

(2) 直系血族間（祖父母、父母、子、孫等の間柄）

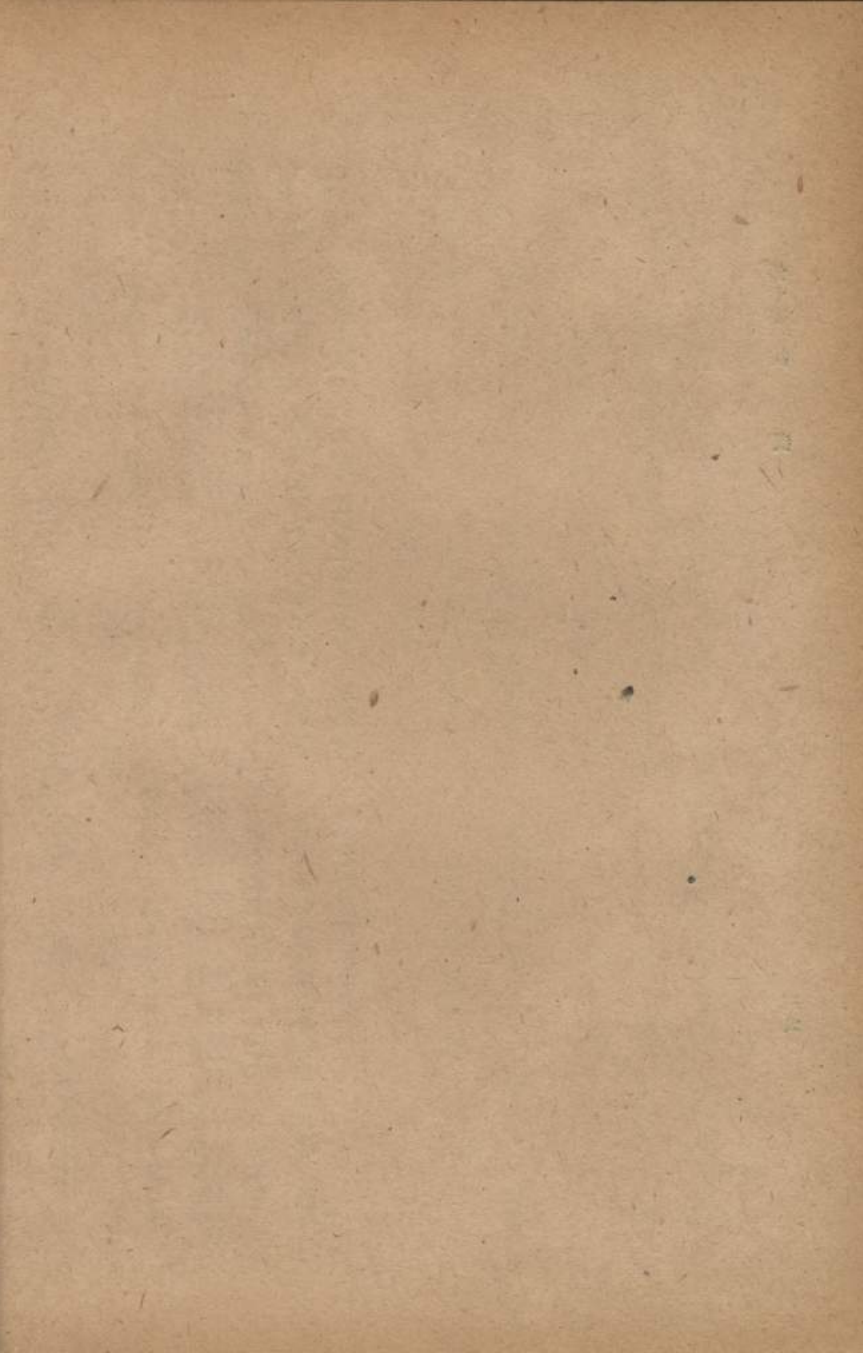
(3) 兄弟姉妹間。

でたがいに扶養の義務を負うことにきめています、けれど従来は舅姑と嫁、婿の間に當然扶養の義務があると規定はなくなりました。

しかし事情によつてはこれらの者以外の間柄でも扶養することが、適當なことがあるので、三親等内の親族間（例えば伯叔父母と甥姪間、従來の繼親と繼子、舅姑と嫁）ならば、特別の事情があれば、

家庭裁判所が扶養の義務を負わせることができます。それ以外の者、例えばいと同じ士の間などには扶養の義務はありません。

扶養してもらう人が数人あり、また扶養する義務のある人も何人がある場合に、その順序や程度や方法については、従来のようなこまかい規定では實情にそわないことが多いので、改正法はまず當事者間で相談してきめることにしました。相談がまとまらないときは家庭裁判所できめてもらいます。當事者間で相談し、或いは家庭裁判所がいつたんきめてあつても、その後事情が變つたときは、家庭裁判所で扶養する人や扶養の方法等をかえたり、取消してもらうことができます。



第
二
部

第一章 家督相續の廢止

家督相續と家督相續人 日本で從來行われていた家督相續は、「家」の制度と戸主の權利に直接つながるもので、ある家の戸主が死んだり隠居したりして、その家に戸主がいなくなつた場合に、新しい戸主を作つてその家を繼がせる制度です。之は武家政治時代の俸祿制度から發生した封建的な制度であつたのを、明治三十一年の民法で全國的に押し擴めて決められたものであります。新しい戸主は家督相續によつて、その家の家族に對する戸主權と前の戸主の全財産をうけつぎ、又その家の系譜、祭具、墳墓をひきつぎます。この新らしく戸主になる人、即ち家督相續人は普通前の戸主の長男であり、これを長子相續といひます。長男がいなければ次男、次男がいなければ三男が代り、男の子がいなければ長女、次に次女というふうに、まず男子、ついで女子、しかも年長のものから順々に一人だけが優先的に相續人になります。

舊民法による家督相續人の順位

第一順位 法定相續人

- 1 嫡出男子（年長順）——その子
- 2 嫡出女子（年長順）——その子

3 庶子男子（年長順）―その子

4 庶子女子（年長順）―その子

5 私生兒男子（年長順）―その子

6 私生兒女子（年長順）―その子

昭和十七年までは2と3の順位が逆で、庶子であつても男子の方が嫡出の女子より先でした。

第二順位 指定相続人

第三順位 家族の中の一人

1、妻（入夫婚姻の場合）

2、兄弟のうち一人

3、姉妹のうち一人

4 普通の妻

5、兄弟姉妹の子

第四順位 直系尊屬

第五順位 親族中の一人

第六順位 他人の子

父又は母、又は親族會の指定による。

このようにあらゆる場合に必ず家督相続人をみつけ出してつがえますから、前の戸主が特別にゆき

とどいた人で財産を次男三男や女の子にもわけておくとか、遺言でわかるようにとかしない限りは家督相續人が一人で前戸主の全財産をうけつぎ、他の兄弟姉妹や妻は何一つもらえなかつたのです。

この家督相續制度は從來の日本の家族制度の根となつていたもので、ここから家族制度のいろいろの特徴がうまれてきました。

(1) 封建時代には財産は人に屬せず家に屬しましたが、明治以後にもその考えがつづいて、「家」が極度に尊ばれ、その財産を獨占する戸主の權利は絶大なものとなつていました。長男はあととりと言われ、將來戸主の權利をうけつぐ人として、うまれた時から特別扱いをうけました。次男、三男や女の子は無資産ですから、獨立できるまでは長男の厄介にならなくてはならず、そのために小さい時から長男に服従することを強制されました。長男以外の者は、長男の好意にすがり、又はその權力に服従しなければ、教育をうけることも、結婚することも、生活することもできず、その代り長男は家督相續人として將來全家族を扶養する義務を負わされていました。同じ戸籍の中にいるものは、伯父、伯母、いとこ、はとこ、祖母、大叔母、姪、甥まで扶養しなくてはならず、家に借財があれば、それも一人でひきうけなくてはなりませんでした。

(2) また家督相續制度があるために、日本獨特の隠居、養子、分家、親族會などという制度や習慣が生まれ、そのためにいろいろの無理や不自然ができて家族生活を複雑にしました。達者な人を無理

に隠居させてその財産を相続したり、母と娘だけの家に婿養子に入つた男が財産を獨占して亂暴を働いたり、親族會が隠謀をめぐらして相続人の地位を奪いあう、いわゆる「お家騒動」などといういやな事件の起ることもよくありました。

(3) 殊に女は卑しめられ、生れた時から男子ほど喜ばれず、一日も早く結婚させられたものでした。結婚後夫に死なれた女は、夫が生前に妻のための財産を分けておくとか、遺言によつて残すとかしない限りは、夫の遺産を分けてもらうことができませんでした。子供がいればそのうちの長男が家督相続し、その子が未成年の間は親權者としてその財産を管理できるにしても（それも親族會から何かと制限をうけました——「親權」の項三四頁参照）その子が成人したり、自分が婚家から出たり、再婚したりすれば、その財産に手をふれることができません。また子供のいない未亡人は、夫に兄弟姉妹もなく、指定相続人もいない場合だけ家督相続人に選ばれる可能性があり、それも舅、姑、または親族會が反對して裁判所の許可を得ると除外されたのですから、夫に先立たれた妻の立場はまことに心細いものでした。

(4) またひとり娘の場合や、女の子ばかりの家の長女は、あ・と・と・りとして大事にはされますが、結婚しようとするときには、家督相続人である立場に縛られて、養子を迎えるか、裁判所に訴えて家督相続人であることをやめる手續をしなくてはならず、非常に不自由なものでした。その上、養子

を迎えればその養子が家督相續人になつてしまふのです。

こんなふうには個人の平等、自由を犯し、いろいろの不合理的なことをうみだす封建的な家督相續制度は、改正民法の中で、「家」の制度が廢止されると共に當然廢止されました。舊民法の家督相續についての規定（第五編相續中第一章家督相續）は、改正民法では全部削られたのです。

遺産相續 舊民法には「遺産相續」についての條文があつて（第五篇第二章）戸主以外のもの、即ち「家族」が死んだ場合の遺産の相續について規定していました。さて戸主權がなくなり、家督相續がなくなれば相續はたゞ遺産を誰が相續するかという問題だけとなりましたので、改正民法でいう相續とは、この財産相續即ち遺産相續だけのことなのです。ところが以前は遺産相續という規定はあつても、實際には遺産相續はあまり行われず、行われても財産額が少ないのが普通でした。なぜかといへば、遺産相續は次男や三男がまだ分家しないうちに死亡した場合におこることで、普通は大きな財産をもつようになれば大抵分家して新たに戸主になつてしまふからです。それで實際には遺産相續はあまり重要視されていませんでした。

しかしこれからはすべての場合が遺産相續となるので、舊民法の遺産相續の規定だけでは十分でなく、又よくない點もいろいろありますので、新しい民法ではそれ等の點を改正したり、補つたりしま

した。そこで次にこの新しい相続法の特徴を述べて、ふるい家督相続及び遺産相続とくらべてみましょう。

第二章 新らしい相続法の特徴

(1) 相続は財産相続だけ。家督相続がなくなりましたから相続と云えば、家を継ぐという意味はなくなつて、財産の相続という意味だけになりましたことは前にのべた通りです。

(2) 相続はある人が死んだ時だけ行われる。家督相続は戸主が死んだとき以外にも、隠居、入夫婚姻、入夫の離籍、戸主の国籍喪失などいろいろな原因で相続が始まりましたが、改正民法では従来の遺産相続の場合と同様に、相続は、必ずある人が死んだ時にだけ行われることになりました。

(3) 共同相続——女子の地位の向上。家督相続の場合は相続人は一人きりでしたが、改正民法では、大抵の場合が二人以上が一緒に相続し、例えば父が死んだ場合数人の子供たちは男でも女でもみな平等に故人の遺産を相続します。これによつて従来の長男の獨占がなくなり、したがつて長男がその家の代表であり、権威者で他のものは厄介ものであるという考え方もあらたまり、子供は長幼男女の別なく平等なものであるという考え方の裏づけができたわけです。特に女子の場合、他のいろいろな部面における男女の同権とあいまつて各家庭においても男子と同じ権利を持つことにな

つたことは大きな變化です。

(4) 配偶者は常に相続人——妻の地位の向上。家督相続では、四九—五一頁の圖でも判るように妻の相続の順位はすつと下の方でしたので、家つき娘が婿養子をした場合のほか一般の妻は、子供もなく夫に兄弟姉妹もなく、遺言による相続人もいない時だけ、父又は母、又は親族會の選任によつて相続人になりました。子供のある妻は遺産相続の場合も相続できませんでした。

いつたい夫婦の財産は二人の力でできたもののに、長年苦勞を共にした妻が夫が死んだ場合、それを少しも分けて貰えないというのは不都合なことです。それで改正民法では配偶者は常に相続人となることになり、子供や、親兄弟がいても、配偶者はその人達と一緒に必ず財産の分け前にあづかることになりました。これで妻の地位は大いに高められました。一生、父や兄や夫や子供の世話になるよりほかに道のなかつた女性が、自分で財産をもつことによつて從屬的な地位からぬけ出して、よその文明國なみになつたのです。

第三章 相続順位

配偶者——誰が先きに相続人になるか、死んだ人の配偶者（夫又は妻）は前に述べたように必ず相続人になります。即ち次にあげる三つのどの場合でも配偶者は一緒に相続人になつています。但しこ

れは正式に結婚してゐる配偶者だけで、内縁の夫や妻はなれません。

第一順位——直系卑屬（子、孫）と配偶者

子供と孫とある時は子供がなります。子供が何人もいれば皆一緒に相続人になります。長幼男女の別なく、嫁に行つたもの、養子に行つたもの、養子に來たもの、嫡出子でない子供も皆一緒です。

第二順位——直系尊屬（父母、祖父母）と配偶者

直系卑屬のいない場合は、直系尊屬が相続人になります。父母のうち一人でもいるときは祖父母はなりません。實父母と養父母がいるときは皆一緒になりますが、舅、姑はなりません。

第三順位——兄弟姉妹と配偶者

直系卑屬も直系尊屬もない時は兄弟姉妹が相続人になります。何人もいる時は長幼男女の別なく、嫁に行つたもの、養子に行つたもの、養子に來たもの、異父又は異母兄弟も一緒です。

代・襲・相・續 第一又は第三の場合、相続人である直系卑屬又は兄弟姉妹のうち、相続をする前に死んでしまつた者がいて、その人に直系卑屬があれば、その直系卑屬は親の代りに相続人になります。

相・續・人・の・不・在 子も配偶者も親も兄弟姉妹もその子もない場合にはその財産は一定の期間がすぎると國家のものとなります。

相續順位比較表

改正民法

舊遺產相續

家督相續

第一
順位

配

子—數人

子—數人

法定
相續人—一人

第二
順位

配

親—數人

配

指定
相續人—一人

第三
順位

配

親
— 數人

妻（家族中の一人）

兄弟
— 數人
姉妹

第四
順位

國家

戸主

兄弟
— 一人

第五
順位

姉妹
— 一人

第六
順位

妻
— 一人

父母又は親族會
の選定による

第七
順位

弟兄妹——
姉の子——人

第八
順位

親族中
の一人

第九
順位

他人の子

第四章 相 續 分

相續人のわけまえ——相續人が数人ある場合に一緒に相續するといつても、誰もかれも、どんな場合でも、一樣に同じ額を相續できるわけではありません。いろいろの場合についてそれぞれの規定ができていますが、それをわかりやすく書くと次のようになります。

(1) 直系卑屬だけが相續人である場合(即ち配偶者のいない場合)——均分。

子供が何人もいればその子供達の間で長幼男女の別なく、また養子も、嫁にいつた娘も、養子に行つた息子も、等しくわけます。これを均分相続といひます。但し嫡出子でない子供（從來の庶子と私生子）は嫡出子の半分だけです。嫡出子でないといつても、その子自身に罪はないのだから同等でよいという説もありますが、正式の結婚を尊重する意味で、そうでない關係から生れた子供の相続分は半分としたのです。これは從來の遺産相続でも同様でした。代襲相続をした相続人はその親の相続分を貰います。

(2) 直系卑屬と配偶者が相続人の場合。

配偶者 — $\frac{1}{3}$
子供 — $\frac{2}{3}$ (數人いれば均分する)

舊民法ではこの場合、配偶者には全然わけまへなし。



(3) 直系尊屬のみの場合——子供も配偶者もない場合。

父又は母一人なら全額、父母ともあれば二分し、養父母と實父母とも均分します。父母が一人で



もいれば祖父母は相続できません。これは従來の、遺産相続においても同様でした。

(4) 配偶者と直系尊屬の場合。

配偶者—— $\frac{1}{2}$

直系尊屬—— $\frac{1}{2}$ (數人いれば均分する)

舊民法の遺産相続では配偶者の方が直系尊屬よりも順位が上なので、子供のない未亡人は亡夫の財産を全部相続しましたが、改正民法によると子供がいなくても親がいれば半分になります。

(5) 兄弟姉妹だけの場合。

子も親も配偶者もない場合には兄弟姉妹の間で均分します。但し死者と父又は母を同じくしないもの、即ち異父兄弟姉妹や異母兄弟姉妹の相続分は半分です。代襲相続をしたものは親の相続分を貰います。従來の遺産相続では兄弟姉妹は相続人になつていませんでしたから相続分ありませんでした。こんな場合には戸主が一人で相続したのです。

今
兄弟姉妹

均分

(6) 兄弟姉妹と配偶者がある場合。

以前
戸主

(遺産相続)

今
親配

以前

配
(遺産相続)

配偶者—— $\frac{2}{3}$

兄弟姉妹—— $\frac{1}{3}$ (均分する)

従來の遺産相續では、この場合、配偶者だけが相續したわけです。

今

以前 (遺産相續)



(7) 配偶者だけの場合。

子供も親も兄弟姉妹もその子もなければ、配偶者は全額を一人でうけとります。

新しい相続分を舊民法の遺産相續の相続分と比べると、(4)と(6)の場合、配偶者のわけまえが少なくなっています。これは舊法の時代には遺産相續は稀であり、その額も普通には少ないし、又死者の父や兄はその家の戸主としてその家の財産を持っていたわけです。彼らには財産を分ける必要がなかつたためにすべて妻のものとなつたのです。

相続分の指定——遺言 右にのべた相続分は、被相続人が遺言をしなかつた場合のわけまえですが、被相続人は遺言のなかで相続人の相続分を定め、又は第三者に委託して定めることができます。但し

これは必ず正式の遺言でなければならないこと、次に述べる遺留分を犯してはいけないことという制限があります。即ち單に口約束で「お前に財産の $\frac{1}{2}$ を譲ろう」とか、「財産のわけかたはお前に委せる」というようなことは云えないのです。必ず一定の法式に従つた正式な遺言でなくては法律的な効力はありません。また自分の好きなものに多くを譲りたいという場合にも限度があるのです。

第五章 遺 留 分

遺留分というのは相続人が必ずもらえると保障されているわけまゝです。即ち被相続人は生前に處分したり遺言によつたりして、自分の財産を相続人以外の者に與えたり、相続人の中のある人に特に多く與えたいという場合にも、きまつている相続人に一定の相続分を残さなくてはならないのです。その必ず残しておかなくてはならない分を遺留分といいます。

遺留分は直系卑屬、直系尊屬、配偶者の場合にだけ認められ、兄弟姉妹には認められません。遺留分の規定をわかり易く書くと次のようになります。

- 1
 - イ、直系卑屬だけの場合
 - ロ、直系卑屬と配偶者の場合

2
1

イ、の場合だけ



2 イ、配偶者だけの場合

ロ、直系尊属だけの場合

ハ、直系尊属と配偶者の場合

$\frac{1}{3}$



イ、ロの場合
(遺産相続)



法定家督相続人以外
の家督相続人

このように相続人である直系卑属、直系尊属、配偶者は必ず一定以上の財産の相続ができる筈になつています。相続人が何人もある場合は、この遺留分を前に述べた相続分に従つて分けたものが各々の遺留分になります。

わかり易く書くと次のようになります。

1 直系卑属だけの場合。

1/2を子供の人數で割つた數字が子供一人々々の

遺留分になります。(嫡出子でない子は半分)



2 直系卑屬と配偶者の場合。

$\frac{1}{2}$ を $\frac{2}{3}$ と $\frac{1}{3}$ に分ける。



配偶者—— $\frac{1}{6}$

直系卑屬—— $\frac{1}{3}$

3 直系尊屬だけの場合。

$\frac{1}{3}$ を均分します。

4 直系尊屬と配偶者の場合。

$\frac{1}{3}$ を半分づつに分けます。



このように各自の遺留分はそれぞれの場合によつて違つてきますが、配偶者はどのような場合にも最小六分の一の遺留分があり、即ち夫の遺産の六分の一は必ず妻に残さなくてはならないのです。被相続人はこの遺留分さえ残しておけば、残りは生前に又は遺言で自由に處分できます。特に兄弟姉妹には遺留分がありませんから、子供も親もいない場合に兄弟姉妹には残さずに配偶者に全額残すことができます。

遺留分を犯した場合、つまりある相続人に残すべき一定の財産額を残さず他の人にやつてしまった場合は、その相続人は故人が財産を與えた人から、犯された分だけとり戻すことができます。但し生前處分によるものは死亡前一年以内のものだけ取り戻せることになっています。死ぬ五年も十年も前にやつてしまつたものを取り戻すことはできません。但し初めから遺留分を犯していることを承知で行つていた場合は、何年前のものでもとり戻せます。

第六章 遺産の分割

相続人が何人もいる時の各々のわけまえについては前に述べましたが、實際にわけるときには財産が全部現金でない場合が多いので、いろいろとめんどうがおこりましようが、これについて改正民法は、遺産の種類や性質を調べ、各相続人の職業その他と照し合せて、相続人の話し合いの上で分けることにしました。例えば遺産として病院がある時は相続人のうちの醫者がそれを取り、その他の財産を他の者がわけるといふようになります。病院以外の遺産が少なくて他の相続人のわけまえが少くなる場合はその病院の値段を見つゝて全財産を計算し、その病院を貰つたものが他の相続人に對して借金を負う形にしても良いわけです。即ち病院を五十萬圓と見つゝり、あと現金その他が十萬圓あつて、三人の子供が相続するとすれば、一人の相続分は六十萬圓の三分の一、即ち二十萬圓となり、病院を、

貰つた者は卅萬圓餘計に貰つているのですから、その分だけ他の兄弟に對して借金をした形にして、いつか返すことにします。

また遺言によつて遺産のわけかたをきめることができますし、また第三者にわけ方を委せることもできます。また死後五年の間財産を分けてはいけない、と云い残すこともできます。

遺言によつて分けかたがきまつておらず、相続人同志で話し合つてもまとまらない時は、家庭裁判所に申し立てて分けて貰います。

第七章 祭祀の相続

從來祖先をまつり、墓を守り、系譜を持つことは家督相続人の特權となつていました。今家督相続制度は廢止されたので、この祭祀をうけつぐことは財産の相続と切り離されました。そして誰がうけつぐかについては、被相続人が指定します。たとえば子供たちがみな郷里をはなれている場合には、郷里に残つてゐる弟などを指定して、祖先や自分の墓守りになるようにと定めることができます。被相続人の指定がない時は慣習に従います。

この祭祀のひきつぎには特別な財産はついていませんが、ひきつぐ者はそのために餘計に費用を負担しなくてはなりませんから、被相続人は遺言によるか、生前に計らつて、多少の財産をそのために

餘分にわけてやることもできましょう。

第八章 遺言

遺言で未成年者の後見人や後見監督人をきめたり、又遺産の分け方をきめたりできることは、前のべましたが、こういう遺言は必ず正式のものでなくては効力がありません。これからは女の人も財産を持ち、親権者になり、従つて遺言をする機会も多くなりますから、遺言書の作り方も一通り知つておく必要があります。なお遺言に關する規定は舊民法と殆んど變りありません。

遺言の普通的方式

一、自筆證書遺言 之は全部自分でできます。遺言の全文、日附、氏名を全部自分で書いて、印をおします。文中に訂正を加えたときは、その個所に印をおし、又訂正したということを附記して又印をおします。

二、公正證書遺言 これは公證人をたのまなくてはなりません。二人以上の證人の立會のもとで、遺言者が遺言の趣旨を口述し、公證人を書きとらせます。公證人の書いたものに誤りのないことを認めた上、遺言者と證人が署名捺印します。遺言者が署名できない場合、その他、公證人の行うべきことは、はぶきます。

三、秘密證書遺言。之も公證人がいます。遺言する人は、自分で書いた證書、又はひとに書いてもらつた證書に、署名捺印し封印します。その封書を公證人と二人以上の證人に提出し、自分の遺言書であること、及び書いた人の住所氏名をのべます。公證人が、日附や、遺言者の述べたことを封紙に書きますから、遺言者は證人と一緒に署名捺印します。

なお左記の人達は遺言の證人や立會人になることはできません。

イ、未成年者。

ロ、禁治産者及び準禁治産者。

ハ、推定相続人、遺言をうける人、及びその人達の配偶者及び直系血族。

ニ、公證人の配偶者、公證人の四親等内の親族、筆生及び雇人。

遺言の特別的方式

一、病氣等で死にかかつている人が遺言をしたいときは、證人三人以上の立會で、その中の一人に口述し書きとらせ、各證人が署名捺印します。この場合は遺言の日から廿日以内に證人の一人が利害關係者が家庭裁判所に請求して確認して貰わなければ効力がありません。

一、傳染病のため交通遮断されている場所の中で遺言をしたい人は、警察官一人と證人一人以上の立會で遺言書を作ることができます。遺言者、筆者、立會人、證人の署名捺印が必要です。

一、船にのつてゐる人の場合は、船長、又は事務員及び證人二人以上の立會で作れます。遺言者、筆者、立會人、證人の署名捺印がいります。

一、船が遭難して死にかかつてゐる人の場合は證人は二人以上でよいのですが、直ちに家庭裁判所に確認を請求します。

なお公正證書以外の遺言は、すべて家庭裁判所の検認を得なければ、執行することができません。

第九章 相續の承認と放棄

相續の承認とは相續人が相續を行うことを承知することであり、放棄とは相續人が相續することを拒絶することです。相續人は必ずしも相續しなくてもよいので、相續をしなくては斷ることもできるのです。

承認には單純承認と限定承認の二つがあります。單純承認は被相續人の權利義務を無條件で全部ひきつぐことで、限定承認は相續財産にマイナスの多い場合、プラスの分の限度内でマイナス分を辨済する、という條件で相續を承認することです。

相續人は相續開始のときから三ヶ月以内に、單純承認をするか、限定承認をするか又は放棄するかを、家庭裁判所に申し述べなくてはなりません。これを怠ると單純承認とみなされます。また限定承

認は共同相續の場合にはみんなが共同しなくてはできません。ある人は單純承認し、他の人は限定承認するということはできないのです。ですからこういう場合には單純承認をしたくない相續人は放棄するほかはありません。

相續の承認や放棄の規則は従前と殆んど變りませんが、現在は相續が多くの場合共同相續の形をとりますから、承認や放棄の機會が多くなり、みんなが知つていなければならなりません。

第十章 家庭裁判所

右に述べたように、現在は遺産は大抵の場合數人で相續することになり、その分けかたもなかなか複雑になりました。けれどもこの改正は、親子、兄弟姉妹に遺産をめぐつて争いを起させるためのもではなく、各個人に平等な權利を持たせることによつて、明るい家庭生活、責任のある社會生活をさせ、新憲法の精神にかなつた日本を建設させるためのものです。けれども實際問題として、相續は從來よりもよほど複雑になりましたので、分けかたや遺留分、その他について問題がおき、なかなか解決のつかないこともありましょう。そういう場合は、大體、被相續人の住所地にある家庭裁判所へ申し立てをします。家庭裁判所は昭和廿三年二月一日から發足した家事審判所を昭和二十四年一月一日から名稱を變えた役所で、家庭や親族間の争いごとや重大なことはなんでも手輕に、經費も安く、

そして秘密を守つて、調停し、また審判してくれることになつています。

おわりに

さてこういう改正によつて女子の地位はどんなふうに変つたでしょうか。

舊民法の時代には、女子は先づ家の制度に縛られて戸主権の前に無力であり、結婚生活におけるいろいろの條件も男子とくらべると非常にわるく、又家督相續制度によつて父、夫、兄等の遺産に對する相續の權利を殆んどもつていませんでした。そのために、女子は生れ落ちた時から男の子ほど歡迎されず、小さい時から父又は長男に服従する習慣をつけられ、個人としての自由な成長をすることができず、結婚する場合も多くは自分の意志を無視してかたづけられたのです。又結婚がおくられていつまでも生家にいると、厄介視され、周囲のものに笑われ、自分もひけ目に感じるということになりました。殊に父親が早く死んで長男の世話になる場合には甚しかつたのです。結婚すれば忽ち無能力者となつて夫の影法師のような存在となり、あととりを生んで育てる道具のように思われ、そのため子供のない妻は夫が妾を持つても文句がいえない、というような状態でした。又離婚の條件が不公平なため、さんさんこきつかわれたあげく、一文なしで簡單に追い出されたり、不貞の夫と別れることもできなかつたりしました。夫に死なれた場合には、遺言でもなければ遺産は分けて貰えませ

ん。そのため離婚した女子、夫に死なれた女子の立場は常にまことに弱いものでした。また年をとつてからは自分の子供の世話になるより他はなく、實子でなかつたり、性質のよくない子供であつた場合には、不幸な目に合うことも多かつたのです。

勿論その反面には女子は常に誰かに扶養されるという安易な道もあつたわけで、始終人に頼つて一生を送ることができたのですが、それはあく迄も、幼くしては親に従い、嫁しては夫に従い、老いては子に従う、という形であつて、非常にあふなつかしい、また屈辱的なものでした。無事にくらせる間はそれでも大して困らなかつたでしょうが、父を失い、夫を失い、子を失つた場合には、たちまちすがる者のないみじめな立場におかれて、生きるに生きられぬ苦しみをなめなければならぬことが多かつたのです。

それが今度の改正によつて、女子も人間として男子と同様に尊いものであることが裏付けられ、結婚も離婚も自分の意思によつて行うことができるようになりました。また子供としては、女の子も男の子と全く同等に親や兄弟の財産を相続できますから、厄介者扱いをされることもなくなり、結婚して夫に死なれた場合も、必ず最小限度六分の一の遺産が保證されますから、婚家に留まるにしても出るにしても、再婚するにしてもだいぶ立場が強くなりました。そこで子としても、妻としても、母としても、父、夫、子に従属を強いられることがなく、教育の平等、賃金の同一による経済力の増大と

相まつて家庭内においても自主的な獨立を堂々と保つことができるようになったのです。これらは女子の地位の大きな變化といえましょう。

けれども權利は同時に義務と責任とを伴います。子として、妻として、母として、男子と同等の權利を得た今日、女子もまた自分の生活に責任をもたなくてはなりません。自分で考え自分で判斷して行動して行く訓練をみずから養わなくてはなりません。又法律の上で與えられた男女の同權を實質的なものにするためには、社會面、生活面におけるいろいろな制度や習慣で改良していかなくてはならないことが澤山あります。そういうことへの努力を怠るならば、法律は死んだ法律となり、婦人は何時になつてもみぢめな地位におき去りにされます。家族制度の重壓から解放されたということは、社會の一員として、公民として、よりよく生きるということではなくてはならないでしょう。

附

錄

改正民法

第四編 親 族

第一章 總 則

第七二五條 左に掲げる者は、これを親族とする。

一、六親等内の血族

二、配偶者

三、三親等内の姻族

第七二六條 親等は、親族間の世數を數えて、これを定める。

傍系親族の親等を定めるには、その一人又はその配偶者から同一の始祖にさかのぼり、その始祖から他の一人に下るまでの世數による。

第七二七條 養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけると同一の親族關係を生ずる。

第七二八條 姻族關係は、離婚によつて終了する。

夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者

が姻族關係を終了させる意思を表示したときも、前項と同様である。

第七二九條 養子、その配偶者、直系卑屬及びその配偶者と養親及びその血族との親族關係は、離縁によつて終了する。

第七三〇條 直系血族及び同居の親族は、互に扶け合わなければならない。

第二章 婚 姻

第一節 婚姻の成立

第一款 婚姻の要件

第七三一條 男は、滿十八歳に、女は、滿十六歳にならなければ、婚姻をすることができない。

第七三二條 配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない。

第七三三條 女は、前婚の解消又は取消の日から六箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。

女は前婚の解消又は取消の前から懐胎していた場合には、その出産の日から、前項の規定を適用しな

い。

第七三四條 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。但し、養子と養父の傍系血族との間では、この限りでない。

第七三五條 直系姻族の間では、婚姻をすることができない。第七二八條の規定によつて姻族關係が終了した後も、同様である。

第七三六條 養子、その配偶者、直系卑屬又はその配偶者と養親又はその直系尊屬との間では、第七二九條の規定によつて親族關係が終了した後でも、婚姻をすることができない。

第七三七條 未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない。

父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を表示することができないときも同様である。

第七三八條 禁治産者が婚姻をするには、その後見人の同意を要しない。

第七三九條 婚姻は、戸籍法の定めるところによりこ

れを届け出ることによつて、その効力を生ずる。

前項の届出は、當事者双方及び成年の證人二人以上から、口頭又は署名した書面で、これをしなければならぬ。

第七四〇條 婚姻の届出は、その婚姻が第七三一條乃至第七三七條及び前條第二項の規定その他の法令に違反しないことを認めた後でなければ、これを受理することができない。

第七四一條 外國に在る日本人間で婚姻をしようとするときは、その國に駐在する日本の大使、公使又は領事にその届出をすることができる。この場合には前二條の規定を準用する。

第二款 婚姻の無効及び取消

第七四二條 婚姻は、左の場合に限り、無効とする。

一、人違その他の事由によつて當事者間に婚姻をする意思がないとき。

二、當事者が婚姻の届出をしないとき。但し、その届出が第七三九條第二項に掲げる條件を缺くだけであるときは、婚姻は、これがために、その効力を妨げられることがない。

第七四三條 婚姻は、第七四四條乃至第七四七條の規定によらなければ、これを取り消すことができない。

第七四四條 第七三一條乃至第七三六條の規定に違反した婚姻は、各當事者、その親族又は檢察官から、その取消を裁判所に請求することができる。但し、檢察官は、當事者の一方が死亡した後は、これを請求することができない。

第七三二條又は第七三三條の規定に違反した婚姻については、當事者の配偶者又は前配偶者も、その取消を請求することができる。

第七四五條 第七三一條の規定に違反した婚姻は、不適齡者が適齡に達したときは、その取消を請求することができない。

不適齡者は、適齡に達した後、なお三箇月間は、その婚姻の取消を請求することができる。但し、適齡に達した後を追認をしたときは、この限りでない。

第七四六條 第七三三條の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消の日から六箇月を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消を請求することができない。

第七四七條 詐欺又は強迫によつて婚姻をした者は、その婚姻の取消を裁判所に請求することができる。

前項の取消権は、當事者が、詐欺を發見し、若しくは強迫を免かれた後三箇月を経過し、又は追認をしたときは、消滅する。

第七四八條 婚姻の取消は、その効力を既往に及ぼさない。

婚姻の當時その取消の原因があることを知らなかつた當事者が、婚姻によつて財産を得たときは、現に利益を受ける限度において、その返還をしななければならない。

婚姻の當時その取消の原因があることを知つていた當事者は、婚姻によつて得た利益の全部を返還しなければならぬ。なお、相手方が善意であつたときは、これに對して損害を賠償する責に任ずる。

第七四九條 第七六六條乃至第七六九條の規定は、婚姻の取消につきこれを準用する。

第二節 婚姻の効力

第七五〇條 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を稱する。

第七五一條 夫婦の一方が死亡したときは、生存配偶

者は、婚姻前の氏に復することができる。

第七六九條の規定は、前項及び第七二八條第二項の場合にこれを準用する。

第七五二條 夫婦は同居し、互に協力し扶助しなければならない。

第七五三條 未成年者が婚姻をしたときは、これによつて成年に達したものとみなす。

第七五四條 夫婦間で契約をしたときは、その契約は婚姻中、何時でも夫婦の一方からこれを取消すことができる。但し、第三者の権利を害することができない。

第三節 夫婦財産制

第一款 總則

第七五五條 夫婦が、婚姻の届出前に、その財産について別段の契約をしなかつたときは、その財産關係は、次の款に定めるところによる。

第七五六條 夫婦が法定財産制と異なる契約をしたときは、婚姻の届出までにその登記をしなければ、これを夫婦の承繼人及び第三者に對抗することができ

ない。

第七五七條 外國人が、夫の本國の法定財産制と異なる契約をした場合において、婚姻の後、日本の國籍を取得し、又は日本に住所を定めるときは、一年以内にその契約を登記しなければ、日本においては、これを夫婦の承繼人及び第三者に對抗することができない。

第七五八條 夫婦の財産關係は、婚姻届出の後、これを變更することができない。

夫婦の一方が、他の一方の財産を管理する場合において、管理が失當であつたことによつてその財産を危うくしたときは、他の一方は、自らその管理をすることを家庭裁判所に請求することができる。

共有財産については、前項の請求とともにその分割を請求することができる。

第七五九條 前條の規定又は契約の結果によつて、管理者を變更し、又は共有財産の分割をしたときは、その登記をしなければ、これを夫婦の承繼人及び第三者に對抗することができない。

第二款 法定財産制

第七六〇條 夫婦は、各々資産、收入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分擔する。

第七六一條 夫婦の一方が日常の家事に關して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによつて生じた債務について、連帶してその責に任ずる。但し、第三者に對し責に任じない旨を豫告した場合、この限りでない。

第七六二條 夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産はその特有財産とする。夫婦のいずれに屬するか明かでない財産は、その共有に屬するものと推定する。

第四節 離婚

第一款 協議上の離婚

第七六三條 夫婦は、その協議で、離婚することができ。

第七六四條 第七三八條、第七三九條及び第七四七條の規定は、協議上の離婚にこれを準用する。

第七六五條 離婚の届出は、その離婚が第七三九條第二項及び第八一九條第一項の規定その他の法令に違反しないことを認めた後でなければ、これを受理す

ることができない。

離婚の届出が前項の規定に違反して受理されたときでも、離婚は、これがために、その効力を妨げられることがない。

第七六六條 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議でこれを定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所がこれを定める。

子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を變更し、その他監護について相當な處分を命ずることができる。

前二項の規定は、監護の範圍外では、父母の權利義務に變更を生ずることがない。

第七六七條 婚姻によつて氏を改めた夫又は妻は、協議上の離婚によつて婚姻前の氏に復する。

第七六八條 協議上の離婚をした者の一方は、相手方に對して財産の分與を請求することができる。

前項の規定による財産の分與について、當事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができ

ないときは、當事者は、家庭裁判所に對して協議に代わる處分を請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。

前項の場合には、家庭裁判所は、當事者双方がその協力によつて得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分與をさせるべきかどうか並びに分與の額及び方法を定める。

第七六九條 婚姻によつて氏を改めた夫又は妻が、第八九七條第一項の權利を承繼した後、協議上の離婚をしたときは、當事者その他の關係人の協議で、その權利を承繼すべき者を定めなければならない。

前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、前項の權利を承繼すべき者は、家庭裁判所がこれを定める。

第二款 裁判上の離婚

第七七〇條 夫婦の一方は、左の場合に限り、離婚の訴を提起することができる。

- 一、配偶者に不貞な行爲があつたとき。
- 二、配偶者から惡意で遺棄されたとき。
- 三、配偶者の生死が三年以上明かでないとき。

四、配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込がないとき。

五、その他婚姻を繼續し難い重大な事由があるとき。

裁判所は、前項第一號乃至第四號の事由があるときでも、一切の事情を考慮して婚姻の繼續を相當と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。

第七七一條 第七六六條乃至第七六九條の規定は、裁判上の離婚にこれを準用する。

第三章 親子

第一節 實子

第七七二條 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

婚姻成立の日から二百日後又は婚姻の解消若しくは取消の日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

第七七三條 第七三三條第一項の規定に違反して再婚をした女が出産した場合において、前條の規定によつてその子の父を定めることができないときは、裁

判所が、これを定める。

第七七四條 第七七二條の場合において、夫は、子が嫡出であることを否認することができる。

第七七五條 前條の否認權は、子又は親權を行う母に對する訴によつてこれを行う。親權を行う母がないときは家庭裁判所は、特別代理人を選任しなければならない。

第七七六條 夫が、子の出生後において、その嫡出であることを承認したときは、その否認權を失う。

第七七七條 否認の訴は、夫が子の出生を知つた時から一年以内にこれを提起しなければならない。

第七七八條 夫が禁治產者であるときは、前條の期間は、禁治產の取消があつた後夫が子の出生を知つた時から、これを起算する。

第七七九條 嫡出でない子は、その父又は母がこれを認知することができる。

第七八〇條 認知をするには、父又は母が無能力であるときでも、その法定代理人の同意を要しない。

第七八一條 認知は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつてこれをする。

認知は、遺言によつても、これを行うことができる。

第七八二條 成年の子は、その承諾がなければ、これを認知することができない。

第七八三條 父は、胎内に在る子でも、これを認知することができる。この場合には、母の承諾を得なければならぬ。

父又は母は、死亡した子でも、その直系卑屬があるときに限り、これを認知することができる。この場合において、その直系卑屬が成年者であるときは、その承諾を得なければならない。

第七八四條 認知は、出生の時にさかのぼつてその効力を生ずる。但し、第三者が既に取得した權利を害することができない。

第七八五條 認知をした父又は母は、その認知を取り消すことができない。

第七八六條 子その他の利害關係人は、認知に對して反對の事實を主張することができる。

第七八七條 子、その直系卑屬又はこれらの者の法定代理人は、認知の訴を提起することができる。但し、

父又は母の死亡の日から三年を経過したときは、この限りでない。

第七八八條 第七六六條の規定は、父が認知をする場合にこれを準用する。

第七八九條 父が認知した子は、その父母の婚姻によつて嫡出子たる身分を取得する。

婚姻中父母が認知した子は、その認知の時から、嫡出子たる身分を取得する。

前二項の規定は、子が既に死亡した場合にこれを準用する。

第七九〇條 嫡出である子は、父母の氏を稱する。但し、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を稱する。

嫡出でない子は、母の氏を稱する。

第七九一條 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、その父又は母の氏を稱することができる。

子が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わつて前項の行爲をすることができる。

前二項の規定によつて氏を改めた未成年の子は、

成年に達した時から一年以内に従前の氏に復することができない。

第二節 養子

第一款 縁組の要件

第七九二條 成年に達した者は、養子を行うことができる。

第七九三條 尊屬又は年長者は、これを養子とすることができない。

第七九四條 後見人が被後見人を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。後見人の任務が終了した後、まだ管理の計算が終わらない間も、同様である。

第七九五條 配偶者のある者は、その配偶者とともにしなければ、縁組をすることができない。但し、夫婦の一方が他の一方の子を養子とする場合はこの限りでない。

第七九六條 前條の場合において、夫婦の一方がその意思を表示することができないときは、他の一方は、双方の名義で、縁組をすることができる。

第七九七條 養子となる者が十五歳未満であるとき

は、その法定代理人が、これに代わつて、縁組の承諾をすることが出来る。

第七九八條 未成年者を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならぬ。但し、自己又は配偶者の直系卑屬を養子とする場合は、この限りでない。

第七九九條 第七三八條及び第七三九條の規定は、縁組にこれを準用する。

第八〇〇條 縁組の届出は、その縁組が第七九二條乃至前條の規定その他の法令に違反しないことを認め、た後でなければ、これを受理することができない。

第八〇一條 外國にある日本人間で縁組をしようとするときは、その國に駐在する日本の大使、公使又は領事にその届出をすることが出来る。この場合には、第七三九條及び前條の規定を準用する。

第二款 縁組の無効及び取消

第八〇二條 縁組は、左の場合に限り、無効とする。

一、人違その他の事由によつて當事者間に縁組する意志がないとき。

二、當事者が縁組の届出をしないとき。但し、その届出が第七三九條第二項に掲げる條件を缺くだけ

であるときは、縁組は、これがためにその効力を妨げられることがない。

第八〇三條 縁組は、第八〇四條乃至第八〇八條の規定によらなければ、これを取り消すことができない。

第八〇四條 第七九二條の規定に違反した縁組は、養親又はその法定代理人から、その取消を裁判所に請求することが出来る。但し、養親が、成年に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。

第八〇五條 第七九三條の規定に違反した縁組は、各當事者又はその親族から、その取消を裁判所に請求することが出来る。

第八〇六條 第七九四條の規定に違反した縁組は、養子又はその實方の親族から、その取消を裁判所に請求することが出来る。但し、管理の計算が終わつた後、養子が追認をし、又は六箇月を経過したときは、この限りでない。

追認は、養子が、成年に達し、又は能力を回復した後、これをしなければその効力がない。

養子が成年に達せず、又は能力を回復しない間に、

管理の計算が終わつた場合には、第一項但書の期間
は、養子が、成年に達し、又は能力を回復した時か
ら、これを起算する。

第八〇七條 第七九八條の規定に違反した縁組は、養
子、その實方の親族又は養子に代わつて縁組の承諾
をした者から、その取消を裁判所に請求することが
できる。但し養子が、成年に達した後六箇月を經過
し、又は追認をしたときは、この限りでない。

第八〇八條 第七四七條及び第七四八條の規定は、縁
組にこれを準用する。但し、第七四七條第二項の期
間は、これを六箇月とする。

第七六九條及び第八一六條の規定は、縁組の取消
にこれを準用する。

第三款 縁組の効力

第八〇九條 養子は、縁組の日から、養親の嫡出子た
る身分を取得する。

第八一〇條 養子は、養親の氏を稱する。

第四款 離縁

第八一一條 縁組の當事者は、その協議で、離縁をす
ることができる。

養子が十五歳未満であるときは、その離縁は、養
親と養子に代わつて縁組の承諾をする権利を有する
者との協議でこれをする。

養親が死亡した後に養子が離縁をしようとするこ
とは、家庭裁判所の許可を得て、これをするこ
とができる。

第八一二條 第七三八條、第七三九條、第七四七條及
び第八〇八條第一項但書の規定は、協議上の離縁に
これを準用する。

第八一三條 離縁の届出は、その離縁が第七三九條第
二項及び第八一一條の規定その他の法令に違反しな
いことを認めた後でなければ、これを受理すること
ができない。

離縁の届出が前項の規定に違反して受理されたと
きでも、離縁は、これがために、その効力を妨げら
れることがない。

第八一四條 縁組の當事者の一方は、左の場合に限り、
離縁の訴を提起することができる。

- 一、他の一方から惡意で遺棄されたとき。
- 二、養子の生死が三年以上明かでないとき。

三、その他縁組を繼續し難い重大な事由があると
き。

第七七〇條第二項の規定は前項第一號及び第二號
の場合にこれを準用する。

第八一五條 養子が満十五歳に達しない間は、その縁
組につき承諾権を有する者から、離縁の訴を提起す
ることができる。

第八一六條 養子は、離縁によつて縁組前の氏に復す
る。

第八一七條 第七六九條の規定は、離縁にこれを準用
する。

第四章 親 權

第一節 總 則

第八一八條 成年に達しない子は、父母の親權に服す
る。

子が養子であるときは、養親の親權に服する。

親權は、父母の婚姻中は、父母が共同してこれを行
う。但し、父母の一方が親權を行うことができな
いときは、他の一方が、これを行う。

第八一九條 父母が協議上の離婚をするときは、その
協議で、その一方を親權者と定めなければならない。
裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方
を親權者と定める。

子の出生前に父母が離婚した場合には、親權は、
母がこれを行う。但し、子の出生後に、父母の協議
で父を親權者と定めることができる。

父が認知した子に對する親權は、父母の協議で父
を親權者と定めたときに限り、父がこれを行う。

第一項、第三項又は前項の協議が調わないとき、
又は協議をすることができないときは、家庭裁判所
は、父又は母の請求によつて、協議に代わる審判を
することができる。

子の利益のため必要があると認めるときは、家庭
裁判所は、子の親族の請求によつて、親權者を他の
一方に変更することができる。

第二節 親權の効力

第八二〇條 親權を行う者は、子の監護及び教育をす
る權利を有し、義務を負う。

第八二一條 子は、親權を行う者が指定した場所に、

その居所を定めなければならない。

第八二二條 親權を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。

子は懲戒場に入れる期間が、六箇月以下の範囲内で、家庭裁判所がこれを定める。但し、この期間は、親權を行う者の請求によつて、何時でも、これを短縮することができる。

第八二三條 子は、親權を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない。

親權を行う者は、第六條第二項の場合には、前項の許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

第八二四條 親權を行う者は、子の財産を管理し、又、その財産に關する法律行為についてその子を代表する。但し、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。

第八二五條 父母が共同して親權を行う場合において、父母の一方が、共同の名義で、子に代わつて法律行為をし、又は子のこれをすることに同意したと

きは、その行為は、他の一方の意思に反したときでも、これがために、その効力を妨げられることがない。但し、相手方が悪意であつたときは、この限りでない。

第八二六條 親權を行う父又は母とその子と利益が相反する行為については、親權を行う者は、その子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。

親權を行う者が數人の子に對して親權を行う場合において、その一人と他の子との利益が相反する行為については、その一方のために、前項の規定を準用する。

第八二七條 親權を行う者は、自己のためにすると同一の注意を以て、その管理權を行わなければならない。

第八二八條 子が成年に達したときは、親權を行つた者は、遲滞なくその管理の計算をしなければならぬ。但し、その子の養育及び財産の管理の費用は、その子の財産の収益とこれを相殺したものとみなす。

第八二九條 前條但書の規定は、無償で子に財産を與える第三者が反對の意思を表示したときは、その財産については、これを適用しない。

第八三〇條 無償で子に財産を與える第三者が、親權を行う父又は母にこれを管理させない意思を表示したときは、その財産は、父又は母の管理に屬しないものとする。

前項の財産につき父母が共に管理權を有しない場合において、第三者が管理者を指定しなかつたときは、家庭裁判所は、子、その親族又は檢察官の請求によつて、その管理者を選任する。

第三者が管理者を指定したときでも、その管理者の權限が消滅し、又はこれを放任する必要がある場合において、第三者が更に管理者を指定しないときも、前項と同様である。

第二七條乃至第二九條の規定は、前二項の場合にこれを準用する。

第八三一條 第六五四條及び第六五五條の規定は、親權を行う者が子の財産を管理する場合及び前條の場合にこれを準用する。

第八三二條 親權を行つた者とその子との間に財産の管理について生じた債權は、その管理權が消滅した時から五年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。

子がまだ成年に達しない間に管理權が消滅した場合において子に法定代理人がないときは、前項の間は、その子が成年に達し、又は後任の法定代理人が就職した時から、これを起算する。

第八三三條 親權を行う者は、その親權に服する子に代わつて親權を行う。

第三節 親權の喪失

第八三四條 父又は母が、親權を濫用し、又著しく不行跡であるときは、家庭裁判所は、子の親族又は檢察官の請求によつて、その親權の喪失を宣告することができる。

第八三五條 親權を行う父又は母が、管理が失効であつたことによつてその子の財産を危うくしたときは、家庭裁判所は、子の親族又は檢察官の請求によつて、その管理權の喪失を宣告することができる。

第八三六條 前二條に定める原因が止んだときは、家

庭裁判所は、本人又はその親族の請求によつて、失権の宣告を取り消すことができる。

第八三七條 親權を行う父又は母は、やむを得ない事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、親權又は管理權を辭することが出来る。

前項の事由が止んだときは、父又は母は、家庭裁判所の許可を得て、親權又は管理權を回復することができる。

第五章 後見

第一節 後見の開始

第八三八條 後見は、左の場合に開始する。

一、未成年者に對して親權を行う者がなく、又は親權を行う者が管理權を有しないとき。

二、禁治産の宣告があつたとき。

第二節 後見の機關

第一款 後見人

第八三九條 未成年者に對して最後に親權を行う者は、遺言で、後見人を指定することができる。但し、管理權を有しない者は、この限りでない。

民法 第四編

親權を行う父母の一方が管理權を有しないときは、他の一方は、前項の規定によつて後見人を指定することができる。

第八四〇條 夫婦の一方が禁治産の宣告を受けたときは、他の一方は、その後見人となる。

第八四一條 前二條の規定によつて後見人となるべき者がなく、又は、家庭裁判所は、被後見人の親族その他の利害關係人の請求によつて、後見人を選任する。後見人が缺けたときも、同様である。

第八四二條 父若しくは母が親權若しくは管理權を辭し、後見人がその任務を辭し、又は父若しくは母が親權を失つたことによつて後見人を選任する必要が生じたときは、その父、母又は後見人は、遅滞なく後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

第八四三條 後見人は、一人でなければならない。

第八四四條 後見人は、正當な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辭することができる。

第八四五條 後見人に不正な行爲、著しい不行爲があるときは、

他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人又は被後見人の親族の請求によつて、これを解任することができる。

第八四六條 左に掲げる者は、後見人となることのできない。

- 一、未成年者
- 二、準禁治産者及び準禁治産者
- 三、家庭裁判所で免ぜられた法定代理人又は保佐人
- 四、破産者
- 五、被後見人に對して訴訟をし、又はした者及びその配遇者並びに直系血族
- 六、行方の知れない者

第八四七條 第八四〇條乃至前條の規定は、保佐人にこれを準用する。

保佐人又はその代表する者と準禁治産者との利益が相反する行爲については、保佐人は、臨時保佐人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

第二款 後見監督人

第八四八條 後見人を指定することができる者は、遺言で、後見監督人を指定することができる。

第八四九條 前條の規定によつて指定した後見監督人がない場合において必要があるときは、家庭裁判所は、被後見人の親族又は後見人の請求によつて、後見監督人を選任することができる。後見監督人の缺けた場合も同様である。

第八五〇條 後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、後見監督人となることができない。

第八五一條 後見監督人の職務は、左の通りである。

- 一、後見人の事務を監督すること。
- 二、後見人が缺けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求すること。
- 三、急迫の事情がある場合に、必要な處分をするにと。
- 四、後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反する行爲について被後見人を代表すること。

第八五二條 第六四四條及び第八四四條乃至第八四六條の規定は、後見監督人にこれを準用する。

第三節 後見の事務

第八五三條 後見人は、遅滞なく被後見人の財産の調

査に著手し、一箇月以内に、その調査を終わり、且つ、その目録を調製しなければならない。但し、この期間は、家庭裁判所においてこれを伸長することができる。

財産の調査及びその目録の調製は、後見監督人があるときは、その立會を以てこれをしなければ、その効力がない。

第八五四條 後見人は、目録の調製を終わるまでは、急迫の必要がある行爲のみをする権限を有する。但し、これを善意の第三者に對抗することができない。

第八五五條 後見人が、被後見人に對し、債權を有し、又は債務を負う場合において、後見監督人があるときは、財産の調査に著手する前に、これを後見監督人に申し出なければならない。

後見人が、被後見人に對し債權を有することを知つてこれを申し出ないときは、その債權を失う。

第八五六條 前三條の規定は、後見人が就職した後被後見人が包括財産を取戻した場合にこれを準用する。

第八五七條 未成年者の後見人は、第八二〇條乃至第

八二三條に規定する事項について、親權を行う者と同一の權利義務を有する。但し、親權を行う者が定めた教育の方法及び居所を變更し、未成年者を懲戒場に入れ、營業を許可し、その許可を取り消し、又はこれを制限するには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。

第八五八條 禁治産者の後見人は、禁治産者の資力に應じて、その療養看護に努めなければならない。

禁治産者を精神病院その他これに準ずる施設に入れ、又は私宅に監置するときは、家庭裁判所の許可を得なければならない。

第八五九條 後見人は、被後見人の財産を管理し、又、その財産に關する法律行爲について被後見人を代表する。

第八二四條但書の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第八六〇條 第八二六條の規定は、後見人にこれを準用する。但し、後見監督人がある場合は、この限りでない。

第八六一條 後見人は、その就職の初において、被後

見人の生活、教育又は療養看護及び財産管理のために毎年費すべき金額を豫定しなければならない。

第八六二條 家庭裁判所は、後見人及び被後見人の責力その他の事情によつて、被後見人の財産の中から、相當な報酬を後見人に與えることができる。

第八六三條 後見監督人又は家庭裁判所は、何時でも、後見人に對し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は後見の事務若しくは被後見人の財産の狀況を調査することができる。

家庭裁判所は、後見監督人、被後見人の親族その他の利害關係人の請求によつて、又は職權で、被後見人の財産の管理その他後見の事務について必要な處分を命ずることができる。

第八六四條 後見人が、被後見人に代つて營業若しくは第一二條第一項に掲げる行爲をし、又は未成年者がこれをするに同意するには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。但し、元本の領收については、この限りでない。

第八六五條 後見人が、前條の規定に違反してし、又は同意を與えた行爲は、被後見人において、これを

取り消すことができる。この場合には、第十九條の規定を準用する。

前項の規定は、第一二一條乃至一二六條の規定の適用を妨げない。

第八六六條 後見人が被後見人の財産又は被後見人に對する第三者の權利を譲り受けたときは、被後見人は、これを取り消すことができる。この場合には、第一九條の規定に準用する。

前項の規定は、第一二一條乃至一二六條の規定の適用を妨げない。

第八六七條 後見人は、未成年者に代わつて親權を行う。

第八百五十三條乃至第八五七條及び第八六一條乃至前條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第八六八條 親權を行う者が管理權を有しない場合には、後見人は、財産に關する權限のみを有する。

第八六九條 第六四四條及び第八三〇條の規定は、後見にこれを準用する。

第四節 後見の終了

第八七〇條 後見人の任務が終了したときは、後見人

又はその相續人は、二箇月以内にその管理の計算をしなければならぬ。但し、この期間は、家庭裁判所において、これを伸長することができる。

第八七一條 後見の計算は、後見監督人があるときは、その立會を以てこれをする。

第八七二條 未成年者が成年に達した後後見の計算の終了前に、その者と後見人又はその相續人との間にした契約は、その者においてこれを取り消すことができる。その者が後見人又はその相續人に對してした單獨行為も、同様である。

第一九條及び第二二條乃至第二六條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第八七三條 後見人が被後見人に返還すべき金額及び被後見人が後見人に返還すべき金額には、後見の計算が終了した時から、利息をつけなければならない。後見人が自己のために被後見人の金銭を消費したときは、その消費の時から、これに利息をつけなければならない。なお、損害があつたときは、その賠償の責に任ずる。

第八七四條 第六五四條及び第六五五條の規定は、後

見にこれを準用する。

第八七五條 第八三二條に定める時効は、後見人又は後見監督人と被後見人との間において後見に關して生じた債權にこれを準用する。

前項の時効は、第八七二條の規定によつて法律行為を取り消した場合には、その取消の時から、これを起算する。

第八七六條 前條第一項の規定は、保佐人と準禁治產者との間にこれを準用する。

第六章 扶養

第八七七條 直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養する義務がある。

家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

前項の規定による審判があつた後事情に變更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

第八七八條 扶養をする義務のある者が數人ある場合

第五編 相 續

第一章 總 則

第八八二條 相續は、死亡によつて開始する。

第八八三條 相續は、被相續人の住所において開始する。

第八八四條 相續回復の請求權は、相續人又はその法定代理人が相續權を侵害された事實を知つた時から五年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。相續開始の時から二十年を経過したときも、同様である。

第八八五條 相續財産に關する費用は、その財産の中から、これを支辨する。但し、相續人の過失によるものは、この限りでない。

前項の費用は、遺留分權利者が贈與の滅殺によつて得た財産を以て、これを支辨することを要しない。

第二章 相續人

第八八六條 胎兒は、相續については、既に生まれた

において、扶養をすべき者の順序について、當事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。扶養を受ける權利のある者が數人ある場合において、扶養義務者の資力がその全員を扶養するに足りないとき、扶養を受けるべき者の順序についても、同様である。

第八七九條 扶養の程度又は方法について、當事者間に協議が調わないとき、又は協議することができないときは、扶養權利者の需要、扶養義務者の資力その他一切の事情を考慮して、家庭裁判所が、これを定める。

第八八〇條 扶養をすべき者若しくは扶養を受けるべき者の順序又は扶養の程度若しくは方法について協議又は審判があつた後事情に變更を生じたときは、家庭裁判所は、その協議又は審判の變更又は取消をすることができ。

第八八一條 扶養を受ける權利は、これを處分することとはできない。

ものとみなす。

前項の規定は、胎児が死體で生まれたときは、これを適用しない。

第八七條 被相続人の直系卑屬は、左の規定に従つて相続人となる。

一、親等の異なつた者の間では、その近い者を先にする。

二、親等の同じである者は、同順位で相続人となる。

第八八條 前條の規定によつて相続人となるべき者が、相続の開始前に死亡し、又はその相続権を失つた場合において、その者に直系卑屬があるときは、その直系卑屬は、前條の規定に従つてその者と同順位で相続人となる。

前項の規定の適用については、胎児は、既に生まれた者とみなす。但し死體で生まれたときは、この限りでない。

第八九條 左に掲げる者は、前二條の規定によつて相続人となるべき者がない場合には、左の順位に従つて相続人となる。

第一 直系卑屬

第二 兄弟姉妹

第八八七條の規定は、前項第一號の場合に、同條第二號及び前條の規定は、前項第二號の場合にこれを準用する。

第八九〇條 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。

この場合において、前三條の規定によつて相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

第八九一條 左に掲げる者は、相続人となることができない。

一、故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位に在る者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に處せられた者

二、被相続人の殺害されたことを知つて、これを告發せず、又は告訴しなかつた者。但し、その者は非の辨別がないとき、又は殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族であつたときは、この限りでない。

三、詐欺又は強迫によつて、被相続人が相続に關する遺言をし、これを取り消し、又はこれを變更することを妨げた者

一、詐欺又は強迫によつて、被相続人に相続に関する遺言をさせ、これを取り消させ、又はこれを變更させた者

五、相続に關する被相続人の遺言書を偽造し、變造し破棄し、又は隠匿した者

第八九二條 遺留分を有する推定相続人が、被相続人に對して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人はその他の著しい非行があつたときは、被相続人は、その推定相続人の廢除を定庭裁判所に請求することができる。

第八九三條 被相続人が遺言で推定相続人を廢除する意志を表示したときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遲滞なく家庭裁判所に廢除の請求をしなければならぬ。この場合において、廢除は被相続人の死亡の時にさかのぼつてその効力を生ずる。

第八九四條 被相続人は、何時でも、推定相続人の廢除の取消を定庭裁判所に請求することができる。

前條の規定は、廢除の取消にこれを準用する。

第八九五條 推定相続人の廢除又はその取消の請求が

あつた後その審判が確定する前に相続が開始したときは、家庭裁判所は、親族、利害關係人又は檢察官の請求によつて、遺産の管理について必要な處分を命ずることが出来る。廢除の遺言があつたときも、同様である。

家庭裁判所が管理人を選任した場合には、第二七條乃至第二九條の規定を準用する。

第三章 相続の効力

第一節 總 則

第八九六條 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に屬した一切の權利義務を承継する。但し、被相続人の一身に專屬したものは、この限りではない。

第八九七條 系譜、祭具及び墳墓の所有權は、前條の規定にかかわらず、慣習に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する。但し、被相続人の指定に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が、これを承継する。

前項本文の場合において慣習が明らかでないとき

は、前項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所がこれを定める。

第八八八條 相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

第八八九條 各共同相続人は、その相続分に應じて被相続人の権利義務を承継する。

第二節 相続分

第九〇〇條 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は左の規定に従う。

一、直系尊屬及び配偶者が相続人であるときは、直系尊屬の相続分は、三分の二とし、配偶者の相続分は、三分の一とする。

二、配偶者及び直系尊屬が相続人であるときは、配偶者の相続分及び直系尊屬の相続分は、各々二分の一とする。

三、配偶者及兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、兄弟姉妹の相続分は、三分の一とする。

四、直系尊屬、直系尊屬又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は相等しいものとする。但し

嫡出でない直系尊屬の相続分は嫡出である直系尊屬の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

第九〇一條 第八八八條の規定によつて相続人となる直系尊屬の相続分は、その直系尊屬が受けるべきであつたものと同じである。但し、直系尊屬が数人あるときは、その各自の直系尊屬が受けるべきであつた部分について、前條の規定に従つてその相続分を定める。

前項の規定は、第八八九條第二項の規定によつて兄弟姉妹は直系尊屬が相続人となる場合に、これを準用する。

第九〇二條 被相続人は、前二條の規定にかかわらず、遺言で、共同相続人の相続分を定め、又はこれを定めることを第三者に委託することができる。但し、被相続人又は第三者は、遺留分に關する規定に違反することができない。

被相続人が、共同相続人中の一人若しくは数人の相続分を定め、又はこれを定めさせたときは、他の

共同相続人の相続分は、前二條の規定によつてこれを定める。

第九〇三條 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本として贈與を受けた者があつたときは、被相続人が相続開始の時に於いて有した財産の價額にその贈與の價額を加えたものを相続財産とみなし、第三條の規定によつて算定した相続分の中からその遺贈又は贈與の價格を控除し、その殘額を以てその者の相続分とする。遺贈又は贈與の價格が、相続分の價格に等しく、又はこれを超えるときは受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

被相続人が前二項の規定と異なつた意思を表示したときはその意思表示は遺留分に關する規定に反しない範圍内で、その効力を有する。

第九〇四條 前條に掲げる贈與の價額は、受贈者の行為によつて、その目的たる財産が滅失し、又はその價額の増減があつたときでも、相続開始の當時な状態のまゝで在るものとみなしてこれを定める。

第九〇五條 共同相続人の一人が分割前にその相続分

を第三者に譲り渡したときは、他の共同相続人は、その價額及び費用を償還して、その相続分を譲り受けることができる。

前項に定める權利は、一箇月以内にこれを行わなければならない。

第三節 遺産の分割

第九〇六條 遺産の分割は、遺産に屬する物又は權利の種類及び性質、各相続人の職業その他一切の事情を考慮してこれをする。

第九〇七條 共同相続人は、第九〇八條の規定によつて被相続人の遺言で禁じた場合を除く外、何時でも、その協議で、遺産の分割をはかることができる。

遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その分割を家庭裁判所に請求することができる。

前項の場合において特別の事由があつたときは、家庭裁判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、分割を禁ずることができる。

第九〇八條 被相続人は、遺言で、分割の方法を定め、

著しくはこれを定めることを第三者に委託し、又は相續開始の時から五年を超えない期間内分割を禁ずることが出来る。

第九〇九條 遺産の分割は、相續開始の時にさかのぼつてその効力を生ずる。但し、第三者の權利を害することができない。

第九一〇條 相續開始後認知によつて相續人となつた遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相續人が既に分割その他の處分をしたときは、價額のみによる支拂の請求權を有する。

第九一一條 各共同相續人は、他の共同相續人に對して、賣主と同じく、その相續分に應じて擔保の責に任ずる。

第九一二條 各共同相續人は、その相續分に應じて他の共同相續人が分割によつて受けた債權について、分割の當時における債務者の責力を擔保する。

辨済期に至らない債權及び停止條件附の債權については、各共同相續人は、辨済をすべき時における債務者の責力を擔保する。

第九一三條 擔保の責に任ずる共同相續人中に償還を

する責力のないものがあるときは、その償還することができない部分は、求償者及び他の責力のある者が、各々その相續人に應じてこれを分擔する。但し、求償者に過失があるときは、他の共同相續人に對して分擔を請求することができない。

第九一四條 前三條の規定は、被相續人が遺言で別段の意思を表示したときは、これを適用しない。

第四章 相續の承認及び放棄

第一節 總則

第九一五條 相續人は、自己のために相續の開始があつたことを知つた時から三個月以内に、單純著しくは限定の承認又は放棄をしなければならぬ。但し、この期間は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、家庭裁判所において、これを伸長することができる。

相續人は、承認又は放棄をする前に、相續財産の調査をすることが出来る。

第九一六條 相續人が承認又は放棄しないで死亡したときは、前條第一項の期間は、その者の相續人が自己のために相續の開始があつた事を知つた時から、

これを起算する。

第九一七條 相續人が無能力者であるときは、第九一五條第一項の期間は、その法定代理人が無能力者のために相續の開始があつたことを知つた時から、これを起算する。

第九一八條 相續人は、その個有財産にけると同一の注意を以て、相續財産を管理しなければならぬ。但し、承継又は放棄したときは、この限りではない。

家庭裁判所は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、何時でも、相續財産の保有に必要な處分を命ずることができる。

家庭裁判所が管理人を選任した場合には、第二七條乃至第二九條の規定を準用する。

第九一九條 承認及び放棄は、第九一五條第一項の期間内でも、これを取り消すことができない。

前項の規定は、第一編及び前編の規定によつて承認又は放棄の取消をすることを妨げない。但し、その取消権は、追認することができるときから六箇月間これを行わないときは、時効によつて消滅する。承

認又は放棄の時から十年を経過したときも、同様である。

第二節 承認

第一款 單純承認

第九二〇條 相續人が單純承認をしたとは、無限に該相續人の權利義務を承継する。

第九二一條 左に掲げる場合には、相續人は、單純承認をしたものとみなす。

一、相續人が相續財産の全部又は一部を處分したとき。但し、保存行為及び第六〇二條に定める期間を超えない賃貸をすることは、この限りでない。

二、相續人が第九一五條第一項の期間内に限定承認又は放棄をしなかつたとき。

三、相續人が、限定承認又は放棄をした後でも、相續財産の全部若しくは一部を隱匿し、私にこれを消費し、又は惡意でこれを財産目録中に記載しなかつたとき。但し、その相續人が放棄をしたことによつて相續人となつた者が承認をした後は、この限りでない。

第二款 限定承認

第九二二條 相續人は、相續によつて得た財産の限度

においてのみ被相續人の債務及び遺贈を辨済すべきことを留保して、承認をすることができる。

第九二三條 相續人が數人あるときは、限定承認は、共同相續人の全員が共同してのみこれを行うことができる。

第九二四條 相續人が限定承認をしようとするときは、第九一五條第一項の期間内に、財産目録を調製してこれを家庭裁判所に提出し、限定承認をする旨を申述しなければならない。

第九二五條 相續人が限定承認をしたときは、その被相續人に對して有した權利義務は、消滅しなかつたものとみなす。

第九二六條 限定承認者は、その固有財産における同一の注意を以て、相續財産の管理を繼續しなければならない。

第六四五條、第六四六條、第六五一條第一項、第二項及び第九一八條第二項、第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九二十條 限定承認者は、限定承認をした後五日以

内に、一切の相續債權者及び受遺者に對し、限定承認をしたこと及び一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。但し、その期間は、二箇月を下ることができない。

第七九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九二八條 限定承認者は、前條第一項の期間満了前には、相續債權者及び受遺者に對して辨済を拒むことが出来る。

第九二九條 第九二七條第一項の期間満了した後は、限定承認者は、相續財産を以て、その期間内に申し出た債權者その他知れた債權者に各々その債權額の割合に應じて辨済をしなければならない。但し、優先權を有する債權者の權利を害することができない。

第九三〇條 限定承認者は、辨済期に至らない債權でも、前條の規定によつてこれを辨済しなければならない。

條件附の債權又は存續期間の不確定な債權は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評價に従つて、これを辨済しなければならない。

第九三一條 限定承認者は、前二條の規定によつて各債權者に辨済をした後でなければ、受遺者に辨済をすることができない。

第九三二條 前三條の規定に従つて辨済をするにつき相續財産を賣却する必要があるときは、限定承認者は、これを競賣に付しなければならぬ。但し、家庭裁判所が選任した鑑定人の評價に従ひ相續財産の全部又は一部の價額を辨済して、その競賣を止めることができる。

第九三三條 相續債權者及び受遺者は、自己の費用で、相續財産の競賣又は鑑定に参加することができる。

この場合には、第二六〇條第二項の規定を準用する。

第九三四條 限定承認者が、第九二七條に定める公告若しくは催告をすることを怠り、又は同條第一項の期間内にある債權者若しくは受遺者に辨済をしたことによつて他の債權者若しくは受遺者に辨済をすることができなくなつたときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。第九二九條乃至第九三一條の規定に違反して辨済したときも、同様である。

前項の規定は、情を知つて不當に辨済を受けた債

權者又は受遺者に對する他の債權者又は受遺者の求償を妨げない。

第七二四條の規定は、前二項の場合にも、これを適用する。

第九三五條 第九二七條第一項の期間内に申し出なかつた債權者及び受遺者で限定承認者に知れなかつたものは、殘餘財産についてのみその權利を行うことができる。但し、相續財産について特別擔保を有するものは、この限りでない。

第九三六條 相續人が數人ある場合には、家庭裁判所は、相續人の中から相續財産の管理人を選任しなければならない。

管理人は、相續人のために、これに代わつて、相續財産の管理及び債務の辨済に必要な一切の行爲をする。

第九二六條乃至前條の規定は、管理人にこれを準用する。但し第九二七條第一項に定める公告をする期間は、管理人の選任があつた後十日以内とする。

第九三七條 限定承認をした共同相續人の一人又は數人について第九二一條第一號又は第三號に掲げる事

由があるときは、相続債権者は、相続財産を以て辨済を受けることができなかった債権額について、その者に對し、その相続分に應じて権利を行うことができる。

第三節 放棄

第九三八條 相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

第九三九條 放棄は、相続開始の時にさかのぼつてその効力を生ずる。

數人の相続人がある場合において、その一人が放棄をしたときは、その相続分は、他の相続人の相続分に應じてこれに歸屬する。

第九四〇條 相続の放棄をした者は、その放棄によつて相続人となつた者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産における同一の注意を以て、その財産の管理を繼續しなければならない。

第六四五條、第六四六條、第六五〇條第一項、第二項及び第九一八條第二項、第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第五章 財産の分離

第九四一條 相続債権者又は受遺者は、相続開始の時から三箇月以内に、相続人の財産の中から相続財産を分離することを家庭裁判所に請求することができる。相続財産が相続人の固有財産と混合しない間は、その期間の満了後でも、同様である。

家庭裁判所が前項の請求によつて財産の分離を命じたときは、その請求をした者は、五日以内に、他の相続債権者及び受遺者に對し、財産分離の命令があつたこと及び一定の期間内に配當加入の申出をすべき旨を公告しなければならない。但し、その期間は、二箇月を下ることができない。

第九四二條 財産分離の請求をした者及び前條第二項の規定によつて配當加入の申出をした者は、相続財産について、相続人の債権者に先だつて辨済を受ける。

第九四三條 財産分離の請求があつたときは、家庭裁判所は、相続財産の管理について必要な處分を命ずることができる。

家庭裁判所が管理人を選任した場合には、第二七條乃至第二九條の規定を準用する。

第九四四條 相続人は、單純承認をした後でも、財産分離の請求があつたときは、以後、その固有財産における同一の注意を以て、相続財産の管理をしなければならぬ。但し、家庭裁判所が管理人を選任したときは、この限りでない。

第六四五條乃至第六四七條及び第六五〇條第一項、第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九四五條 財産の分離は、不動産については、その登記をしなければ、これを第三者に對抗することができない。

第九四六條 第三〇四條の規定は、財産分離の場合にこれを準用する。

第九四七條 相続人は、第九四一條第一項及び第二項の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に對して辨済を拒むことができる。

財産分離の請求があつたときは、相続人は、第九四一條第二項の期間の満了後に、相続財産を以て、財産分離の請求又は配當加入の申出をした債権者及

び受遺者に、各々その債権額の割合に應じて辨済をしなければならぬ。但し、優先權を有する債権者の權利を害することができない。

第九三〇條乃至第九三四條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九四八條 財産分離の請求をした者及び配當加入の申出をした者は、相続財産を以て全部の辨済を受けることができなかつた場合に限り、相続人の固有財産についてその權利を行うことができる。この場合には、相続人の債権者は、その者に先だつて辨済を受けることができる。

第九四九條 相続人は、その固有財産を以て相続債権者若しくは受遺者に辨済をし、又はこれに相當の擔保を供して、財産分離の請求を防止し、又はその効力を消滅させることができる。但し、相続人の債権者が、これによつて損害を受けるべきことを證明して、異議を述べたときは、この限りでない。

第九五〇條 相続人が限定承認をすることができる間又は相続財産が相続人の固有財産と混同しない間は、その債権者は、家庭裁判所に對して財産分離の

請求をすることができる。

第三〇四條、第九二五條、第九二七條乃至第九三四條、第九四三條乃至第九四五條及び第九四八條の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、第九二七條に定める公告及び催告は、財産分離の請求をした債権者がこれをしなければならぬ。

第六章 相續人の不存在

第九五一條 相續人のあることが明かでないときは、相續財産は、これを法人とする。

第九五二條 前條の場合には、家庭裁判所は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、相續財産の管理人を選任しなければならない。

家庭裁判所は、遲滞なく管理人の選任を公告しなければならない。

第九五三條 第二七條乃至第二九條の規定は、相續財産の管理人にこれを準用する。

第九五四條 管理人は、相續債権者又は受遺者の請求があるときは、これに相續財産の状況を報告しなければならない。

第九五五條 相續人のあることが明かになつたとき

は、法人は、存立しなかつたものとみなす。但し、管理人がその権限内でした行為の効力を妨げない。
第九五六條 管理人の代理權は、相續人が相續の承認をした時に消滅する。

前項の場合には、管理人は、遲滞なく相續人に對して管理の計算をしなければならない。

第九五七條 第九五二條第二項に定める公告があつた後二箇月以内に相續人のあることが明かにならなかつたときは、管理人は、遲滞なく一切の相續債権者及び受遺者に對し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。但し、その期間は、二箇月を下ることができない。

第七九條第二項、第三項及び第九二八條乃至第九三五條の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、第九三二條但書の規定は、この限りでない。

第九五八條 前條第一項の期間満了後、なお、相續人のあることが明かでないときは、家庭裁判所は、管理人又は檢察官の請求によつて、相續人があるならば一定の期間内にその權利を主張すべき旨を公告し

なければならぬ。但し、その期間は、一年を下ることができない。

第九五九條 前條の期間内に相続人である権利を主張する者がないときは、相続財産は、國庫に歸屬する。この場合には、第九五六條第二項の規定を準用する。相続債權者及び受遺者は、國庫に對してその権利を行うことができない。

第七章 遺言

第一節 總 則

第九六〇條 遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、これを行うことができない。

第九六一條 満十五歳に達した者は、遺言をすることができる。

第九六二條 第四條、第九條及び第十二條の規定は、遺言には、これを適用しない。

第九六三條 遺言者は、遺言をする時においてその能力を有しなければならぬ。

第九六四條 遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を處分することができる。但し、

遺留分に關する規定に違反することができない。

第九六五條 第八八六條及び第八九一條の規定は、受遺者にこれを準用する。

第九六六條 被後見人が、後見の計算の終了前に、後見人又は、その配偶者若しくは直系卑屬の利益となるべき遺言をしたときは、その遺言は無効とする。

前項の規定は、直系血族、配偶者又は兄弟姉妹が後見人である場合には、これを適用しない。

第三節 遺言の方式

第一款 普通的方式

第九六七條 遺言は、自筆證書、公正證書又は秘密證書によつてこれを行なうなければならない。但し、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。

第九六八條 自筆證書によつて遺言をするには、遺言者が、その全文、日附及び氏名を自書し、これに印をおさなければならぬ。

自筆證書中の加除その他の變更は、遺言者が、その場所を指示し、これを變更した旨を附記して特にこれに署名し、且つ、その變更の場所に印をおさなければ、その効力がない。

第九六九條 公正證書によつて遺言をするには、左の

方式に従わなければならない。

一、證人二人以上の立會があること。

二、遺言者が遺言の趣旨を公證人に口授すること。

三、公證人が、遺言者の口述を筆記しこれを遺言者

及び證人に讀み聞かせること。

四、遺言者及び證人が、筆記の正確なことを承認し

た後、各自これに署名し、印をおすこと。但し、

遺言者が署名することができない場合は、公證人

がその事由を附記して、署名に代えることができる。

五、公證人が、その證書は前四號に掲げる方式に従

つて作つたものである旨を附記して、これに署名

し、印をおすこと。

第九七〇條 秘密證書によつて遺言をするには、左の

方式に従わなければならない。

一、遺言者が、その證書に署名し、印をおすこと。

二、遺言者が、その證書を封じ、證書に用いた印章

を以てこれに封印すること。

三、遺言者が、公證人一人及び證人二人以上の前に

封書を提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を申述すること。

四、公證人が、その證書を提出した日附及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び證人とも

にこれに署名し、印をおすこと。第九六八條第

二項の規定は、秘密證書による遺言にこれを準用

する。

第九七一條 秘密證書による遺言は、前條に定める方式に缺けるものがあつても、第九六八條の方式を具備してゐるときは、自筆證書による遺言としてその効力を有する。

第九七二條 言語を發することができない者が秘密證書によつて遺言する場合には、遺言者は、公證人及び證人の前で、その證書は自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を封紙に自書して、第九七〇條第一項第三號の申述に代えなければならない。

公證人は、遺言者が前項に定める方式を選んだ旨を封紙に記載して、申述の記載に代えなければならない。

九

民法 第五編

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

第九七三條 禁治産者が本心に復した時において遺言をするには、醫師二人以上の立會がなければならぬ。

遺言に立ち會つた醫師は、遺言者が遺言をする時において心身喪失の状況になかつた旨を遺言書に附記して、これに署名し、印をおさなければならぬ。

但し、秘密證書に遺言をする場合には、その封紙に右の記載をし、署名し、印をおさなければならぬ。

第九七四條 左に掲げる者は、遺言の證人又は立會人となることができない。

一、未成年者

二、禁治産者及び準禁治産者

三、推定相続人、受遺者及びその配偶者並びに直系血族

四、公證人の配偶者、四親等内の親族、筆生及び雇人

第九七五條 遺言は二人以上の者が同一の證書でこれを行うことができる。

第二款 特別の方式

第九七六條 疾病その他の事由によつて死亡の危急に

迫つた者が遺言をしようとするときは、證人三人以上の立會を以て、その一人に遺言の趣旨を口授して、これを行うことができる。この場合には、その口授を受けた者が、これを筆記して、遺言者及び他の證人に讀み聞かせ、各證人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名し、印をおさなければならぬ。

前項の規定によつてした遺言は、遺言の日から二十日以内に、證人の一人又は利害關係人から家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力がない。

家庭裁判所は、遺言が遺言者の眞意に出たものであるとの心證を得なければ、これを確認することができない。

第九七七條 傳染病のため行政處分によつて交通を斷たれた場所に在る者は、警察官一人及び證人一人以上の立會を以て遺言書を作ることができる。

第九七八條 船舶中に在る者は、船長又は事務員一人及び證人二人以上の立會を以て遺言書を作ることができる。

第九七九條

船舶遭難の場合において船舶中に在つて死亡の危急に迫つた者は證人二人以上の立會を以て口頭で遺言をすることができ、

前項の規定に従つてした遺言は、證人が、その趣旨を筆記して、これに署名し、印をおし、且つ、證人の一人又は利害關係人から連滞なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力がない。第九七六條第三項の規定は前項の場合にこれを準用する。

第九八〇條

第九七七條及び第九七八條の場合には、遺言者、筆者、立會人及び證人は、各自遺言書に署名し、印をおさなければならぬ。

第九八一條

第九七七條乃至第九七九條の場合において、署名又は印をおすことのできない者があるときは、立會人又は證人はその事由を附記しなければならぬ。

第九八二條

第九六八條第二項及び第九七三條乃至第九七五條の規定は、第九七六條乃至前條の規定による遺言にこれを準用する。

第九八三條

第九七六條乃至前條の規定によつてした

遺言は、遺言者が普通の方式によつて遺言をすることができるようになつた時から六箇月間を生存するときは、その効力がない。

第九八四條

日本の領事の駐在する地に在る日本人が公正證書又は秘密證書によつて遺言をしようとする時は、公證人の職務は、領事がこれを行う。

第三節 遺言の効力

第九八五條

遺言は遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。遺言に停止條件を附した場合において、その條件が遺言者の死亡後に成就したときは、遺言は條件が成就した時からその効力を生ずる。

第九八六條

受遺者は、遺言者の死亡後、何時でも、遺贈の放棄をすることができ、遺贈の放棄は、遺言者の死亡の時にさかのぼつてその効力を生ずる。

第九八七條

遺贈義務者その他の利害關係人は、相當の期間を定め、その期間内に遺贈の承認又は放棄をすべき旨を受遺者に催告することができ、若し、受遺者がその期間内に、遺贈義務者に對してその意思を表示しないときは、遺贈を承認したものとみなす。

第九八八條 遺受者が遺贈の承認又は放棄をしないで死亡したときはその相続人は、自己の相続権の範囲内で承認又は放棄をすることができる。但し遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときはその意思に従う。

第九八九條 遺贈の承認及び放棄は、これを取り消すことができない。第九一九條第二項の規定は、遺贈の承認及び放棄にこれを準用する。

第九九〇條 包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。

第九九一條 受遺者は、遺贈が辨済期に至らない間は、遺贈義務者に對して相當の擔保を請求することができる。停止條件附の遺贈についてその條件の成否が未定である間も、同様である。

第九九二條 受遺者は、遺贈の履行を請求することができる時から果物を取得する。但し、遺言者が、その遺言に別段の意思を表示したときはその意思に従う。

第九九三條 遺贈義務者が遺言者の死亡後に遺贈の目的物について費用を出したときは第二九九條の規定

を準用する。

果實を收取するために出した通常の必要費は、果實の價格を超えない限度で、その償還を請求することができる。

第九九四條 遺贈は、遺言者の死亡前に受遺者が死亡したときは、その効力が生じない。停止條件附の遺贈については、受遺者がその條件の成就前に死亡したときも、前項と同様である。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第九九五條 遺贈がその効力を生じないとき、又は放棄によつてその効力がなくなつたときは受遺者が、受けるべきであつたものは、相続人に歸屬する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第九九六條 遺贈は、その目的たる権利が遺言者の死亡の時に於いて相続財産に屬しなかつたときは、その効力を生じない。但し、その権利が相続財産に屬すると屬しないとにかかわらず、これを遺贈の目的としたものと認むべきときは、この限りでない。

第九九七條 相続財産に属しない権利を目的とする遺贈

遺贈が前條但書の規定によつて有効であるときは、遺贈義務者は、その権利を取得してこれを受遺者に移轉する義務を負う。若し、これを取得することができないか、又はこれを取得するについて過分の費用を要するときは、その價額を辨償しなければならぬ。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従ふ。

第九九八條 不特定物を遺贈の目的とした場合において、受遺者が追奪を受けたときは、遺贈義務者は、これに對して、賣主と同じく、擔保の責に任ずる。

前項の場合において、物に瑕疵があつたときは、遺贈義務者は瑕疵のない物を以てこれに代えなければならぬ。

第九九九條 遺言者が、遺贈の目的物の滅失若しくは變造又はその占有の喪失によつて第三者に對して債権を請求する権利を有するときは、その権利を遺贈の目的としたものと推定する。遺贈の目的物が、他の物と附合し、又は混和した場合において、遺言者が第二四三條乃至第二四五條の規定によつて合成物

又は混和物の單獨所有者又は共有者となつたときは、その全部の所有權又は共有權を遺贈の目的としたものと推定する。

第一〇〇〇條 遺贈の目的たる者又は權利が遺言者の死亡の時に對して第三者の權利の目的であるときは、受遺者は、遺贈義務者に對しその權利を消滅させるべき旨を請求することができない。但し遺言者がその遺言に反對の意思を表示したときは、この限りでない。

第一〇〇一條 債權を遺贈の目的とした場合において、遺言者が辨償を受け、且つその受け取つた物が、なお、相続財産中に在るときは、その物を遺贈の目的としたものと推定する。金錢を目的とする債權については、相続財産中にその債權額に相當する金錢がないときでも、その金額を遺贈の目的としたものと推定する。

第一〇〇二條 負擔附遺贈を受けた者は、遺贈の目的の價額を超えない限度においてのみ、負擔した義務を履行する責に任ずる。

受遺者が遺贈の放棄をしたときは、負擔の利益を

受けるべき者が、自ら受遺者となることができる。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第一〇〇三條 負擔附遺贈の目的の價格が相續の限定承認又は遺留分回復の訴によつて減少したときは、受遺者は、その減少の割合に應じてその負擔した義務を免かれる。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第 二 節 遺言の執行

第一〇〇四條 遺言書の保管者は、相續の開始を知つた後、遲滯なく、これを家庭裁判所に提出して、その檢認を請求しなければならない。

遺言書の保管者がない場合において、相續人が遺言書を發見した後も同様である。

前項の規定は、公正書證による遺言には、これを適用しない。封印のある遺言書は、家庭裁判所において相續人又はその代理人の立會を以てしなければならない、これを開封することができない。

第一〇〇五條 前條の規定によつて遺言書を提出することを怠り、その檢認を得ないで遺言を執行し、又

は家庭裁判所以外においてその開封をした者は二百圓以下の過料に處せらる。

第一〇〇六條 遺言者は、遺言で、一人又は數人の遺言執行者を指定し、又はその指定を第三者に委託することができ。

遺言執行者の指定の委託を受けた者は、遲滯なくその指定をしてこれを相續人に通知しなければならない。

遺言執行者の指定の委託を受けた者がその委託を辭そうとするときは、遲滯なくその旨を相續人に通知しなければならない。

第一〇〇七條 遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。

第一〇〇八條 相續人その他の利害關係人は、相當の期間を定め、その期間内に就職を承諾するかどうかを確答すべき旨を遺言執行者に催告することができる。若し、遺言執行者が、その期間内に、相續人に對して確答をしないときは就職を承諾したものとみなす。

第一〇〇九條 無能力者及び破産者は、遺言執行者となることができない。

第一〇一〇條 遺言執行者が、ないとき、又はなくなつたときは、家庭裁判所は、利害關係人の請求によつて、これを選任することができる。

第一〇一一條 遺言執行者は、遅滞なく、相続財産の目録を調製して、これを相続人に交付しなければならない。遺言執行者は、相続人の請求があるときは、その立會を以て財産目録を調製し、又は公證人にこれを調製させなければならない。

第一〇一二條 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行爲をする權利義務を有する。第六四四條乃至第六四七條及び六五〇條の規定は遺言執行者にこれを準用する。

第一〇一三條 遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の處分その他遺言の執行を妨げるべき行爲をすることができない。

第一〇一四條 前三條の規定は、遺言が特定財産に関する場合には、その財産についてののみこれを適用する。

第一〇一五條 遺言執行者は、これを相続人の代理人とみなす。

第一〇一六條 遺言執行者は、やむを得ない事由がなければ、第三者にその任務を行わせることができない。但し、遺言者がその遺言に反對の意思を表示したときは、この限りでない。

遺言執行者が前項但書の規定によつて第三者にその任務を行わせる場合には、相続人に對して、第一〇五條に定める責任を負う。

第一〇一七條 數人の遺言執行者がある場合には、その任務の執行は、過半数でこれを決する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。各遺言執行者は、前項の規定にかかわらず、保存行爲をすることができる。

第一〇一八條 家庭裁判所は、相続財産の状況その他の事情によつて遺言執行者の報酬を定めることができる。但し、遺言者がその遺言に報酬を定めたときは、この限りでない。遺言執行者が報酬を受けるべき場合には、第六四八條第二項及び第三項の規定を準用する。

第一〇一九條 遺言執行者がその任務を怠つたときその他、正當な事由があるときは、利害關係人ば、そ

の解任を家庭裁判所に請求することができる。遺言執行者は、正當な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辭することができ、

第一〇二〇條 第六五四條及び第六五五條の規定は、遺言執行者の任務が終了した場合にこれを準用する。

第一〇二一條 遺言の執行に關する費用は、相続財産の負擔とする。但し、これによつて遺留分を減ずることができない。

第五節 遺言の取消

第一〇二二條 遺言者は、何時でも、遺言の方式に従つて、その遺言の全部又は一部を取り消すことができる。

第一〇二三條 前の遺言と後の遺言と抵觸するときは、その抵觸する部分については、後の遺言で前の遺言を取り消したものとみなす。

前項の規定は、遺言と遺言後の生前處分その他の法律行為と抵觸する場合にこれを準用する。

第一〇二四條 遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を取り消し

たものとみなす。遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄したときも、同様である。

第一〇二五條 前三條の規定によつて取り消された遺言は、その取消の行為が取り消され、又は効力を生じなくなるに至つたときでも、その効力を回復しない。但し、その行為が詐欺又は強迫による場合はこの限りでない。

第一〇二六條 遺言者は、その遺言の取消權を放棄することができない。

第一〇二七條 負擔附遺贈を受けた者がその負擔した義務を履行しないときは、相続人は、相當の期間を定めてその履行を催告し、若し、その期間内に履行がないときは、遺言の取消を家庭裁判所に請求することができる。

第八章 遺留分

第一〇二八條 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、左の額を受ける。

一、直系卑屬のみが相続人であるとき、又は直系卑屬及び配偶者が相続人であるときは、被相続人の

財産の二分の一

二、その他の場合には、被相続人の財産の三分の一

第一〇二九條 遺留分は、被相続人が相続開始の時に

において有した財産の価額にその贈與した財産の価額を加え、その中から債務の全額を控除して、これを算定する。

條件附の權利又は存続期間の不確定な權利は、家庭裁判所が選定した鑑定人の評價に従つて、その價格を定める。

第一〇三〇條 贈與は、相続開始前の一年間にしたも

のに限り、前條の規定によつてその價格を算入する。當事者双方が遺留分權利者に損害を加えることを知つて贈與したときは、一年前にしたもので、同様である。

第一〇三一條 遺留分權利者及びその承繼人は、遺留

分を保全するに必要な限度で、遺贈及び前條に掲げる贈與の減殺を請求することができる。

第一〇三二條 條件附の權利又は存続期間の不確定な

權利を贈與又は遺贈の目的とした場合において、その贈與又は遺贈の一部を減殺すべきときは、遺留分

權利者は、第一〇二九條第二項の規定によつて定めた價格に従い、直ちにその殘部の價格を受贈者又は受遺者に給付しなければならぬ。

第一〇三三條 贈與は、遺贈を減殺した後でなければ、これを減殺することができない。

第一〇三四條 遺贈は、その目的の價格の割合に應じてこれを減殺する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従ふ。

第一〇三五條 贈與の減殺は、後の贈與から始め、順次に前の贈與に及ぶ。

第一〇三六條 受遺者は、その返還すべき財産の外、なお、減殺の請求があつた日以後の果實を返還しなければならぬ。

第一〇三七條 減殺を受けるべき受遺者の無資力によつて生じた損失は、遺留分權利者の負擔に歸する。

第一〇三八條 負擔附贈與は、その目的の價格の中から負擔の價額を控除したものであるについて、その減殺を請求することができる。

第一〇三九條 不相當な對價を以てした有償行為は、當事者双方が遺留分權利者に損害を加えることを知

つてしたものに限り、これを贈與とみなす。この場合において、遺留分権利者がその減殺を請求するとき、その對價を償還しなければならない。

第一〇四條 減殺を受けるべき受贈者が贈與の目的を他人に譲り渡したときは、遺留分権利者にその價格を辨償しなければならない。但し、譲受人が譲渡の當時遺留分権利者に損害を加えることを知つたときは、遺留分権利者は、これに對しても減殺を請求することができる。

前項の規定は、受贈者が贈與の目的の上に權利を設定した場合にこれを準用する。

第一〇四條 受贈者及び受遺者は、減殺を受けるべき限度において、贈與又は遺贈の目的の價額を遺留分権利者に辨償して返還の義務を免れることができる。

前項の規定は、前條第一項但書の場合にこれを準用する。

第一〇四條 減殺の請求權は、遺留分権利者が、相續の開始、及び減殺すべき贈與又は遺贈があつたことを知つた時から、一年間これを行わないときは、

時効によつて消滅する。相續の開始の時から十年を経過したときも同様である。

第一〇四條 相續の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。

共同相續人の一人のした遺留分の放棄は、他の各共同相續人の遺留分に影響を及ぼさない。

第一〇四條 第八八條、第九〇條、第九〇一條、第九〇三條及び第九〇四條の規定は、遺留分にこれを準用する。

附 則

第一條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第二條 明治三十五年法律第三十七號は、これを廢止する。

第三條 この附則で、新法とは、この法律による改正後の民法をいい、舊法とは、従前の民法をいい、應急措置法とは、昭和二十二年法律第七四號をいう。

第四條 新法は、別段の規定のある場合を除いては、

新法施行前に生じた事項にもこれを適用する。但し、舊法及び應急措置法によつて生じた効力を妨げない。

第五條 應急措置法施行前に妻が舊法第一四條第一項の規定に違反してした行爲は、これを取り消すことができない。

第六條 應急措置法施行前にした隠居が舊法によつて取り消すことができる場合には、なお、舊法によつてこれを取り消すことができる。この場合には、舊法第七六〇條の規定を適用する。

第七條 應急措置法施行前に隠居又は入夫婚姻による戸主權の喪失があつた場合には、なお、舊法第七六一條の規定を適用する。

第八條 新法施行前にした婚姻が舊法によつて取り消すことができる場合でも、その取消の原因である事項が新法に定めてないときは、その婚姻は、これを取り消すことができない。

第九條 新法第七六四條において準用する新法第七四七條第二項の期間は、當事者が、新法施行前に、詐欺を發見し、又は強迫を免かれた場合には、新法施

行の日から、これを起算する。

第一〇條 日本國憲法施行後新法施行前に離婚した者の一方は、新法第七六八條の規定に従い相手方に對して財産の分與を請求することができる。

前項の規定は、婚姻の取消についてこれを準用する。

第一一條 新法施行前に生じた事實を原因とする離婚の請求については、なお従前の例による。

新法第七七〇條第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第一二條 應急措置法施行前に未成年の子が舊法第七三七條又は第七三八條の規定によつて父又は母の家に入つた場合には、その子は、成年に達した時から一年以内に従前の氏に復することができる。その子が新法施行前に成年に達した場合において、新法施行後一年以内も、同様である。

第一三條 第八條、第九條及び第一一條の規定は、養子縁組についてこれを準用する。

第一四條 新法施行の際、現に、婚姻中でない父母が、共同して未成年の子に對して親權を行つてゐる場合

には、新法施行後も、引き続き共同して親権を行う。但し、父母は、協議でその一方を親権者と定めることができる。

前項但書の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、父又は母の請求によつて協議に代わる裁判をすることができ

る。
新法第八一九條第六項の規定は、第一項但書又は前項の規定によつて親権者が定められた場合にこれを準用する。

第一五條 應急措置法施行前に、親権を行う母が、舊法第八八六條の規定に違反してし、又は同意を與えた行爲は、これを取り消すことができない。

第一六條 第二一條の規定は、應急措置法施行前に親権を行つていた繼父、繼母又は嫡母についてこれを準用する。

第一七條 新法施行前に親族會員と親権に服した子との間に財産の管理について生じた債權については、なお、舊法第八九四條の規定を適用する。

第一八條 新法施行前に母が舊法の規定によつて子の

財産の管理を辭した場合において、新法施行の際その子のためにまだ後見が開始していないときは、その辭任は、新法施行後は、その効力を有しない。

第一九條 新法施行の際現に舊法第九〇二條の規定によつて父母の一方が後見人であるとき、又は舊法第九〇四條の規定によつて選任された後見人があるときは、その後見人は、新法施行のため、當然にはその地位を失ふことはない。但し、新法施行によつて後見が終了し、又は新法による法定後見人があるときは、當然その地位を失ふ。

第二〇條 前條の規定は、後見監督人及び保佐人についてこれを準用する。

第二一條 新法施行前に、後見人が、舊法第九二九條の規定に違反して、又は同意を與えた行爲は、なお、舊法によつてこれを取り消すことができる。

第二二條 第一七條の規定は、親族會員と被後見人又は準禁治産者との間にこれを準用する。

第二三條 新法施行前にされた親族會の決議に對する不服については、なお舊法を適用する。

前項の規定によつて親族會の決議を取り消す判決

が確定した場合でも、親族會であらたに決議をすることは、これを認めない。

第二四條 新法施行前に扶養に關してされた判決については、新法第八八〇條の規定を準用する。

第二五條 應急措置法施行前に開始した相続に關しては、第二項の場合を除いて、なお、舊法を適用する。應急措置法施行前に家督相続が開始し、新法施行後に舊法によれば家督相続人を選定しなければならぬ場合には、その相続に關しては新法を適用する。但し、その相続の開始が入夫婚姻の取消、入夫の離婚又は養子縁組の取消によるときは、その相続は、財産の相続に關しては開始しなかつたものとみなし、第二八條の規定を準用する。

第二六條 應急措置法施行の際における戸主が婚姻又は養子縁組によつて他家から入つた者である場合には、その家の家附の繼承子は、新法施行後に開始する相続に關しては、嫡出である子と同一の權利義務を有する。

前項の戸主であつた者について應急措置法施行後新法施行前に相続が開始した場合には、前項の繼承

は相続人に對して相続財産の一部の分配を請求することができる。この場合には、第二七條第二項及び第三項の規定を準用する。

前二項の規定は、第一項の戸主であつた者が應急措置法施行後に婚姻の取消若しくは離縁又は縁組の取消若しくは離縁によつて氏を改めた場合には、これを適用しない。

第二七條 第二五條第二項本文の場合を除いて、日本國憲法公布の日以後に戸主の死亡による家督相続が開始した場合には、新法によれば共同相続人となるはずであつた者は、家督相続人に對して相続財産の一部の分配を請求することができる。

前項の規定による相続財産の分配について、當事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、當事者は、家庭裁判所に對し協議に代わる處分を請求することができる。但し、新法施行の日から一年を経過したときは、この限りでない。

前項の場合には、家庭裁判所は、相続財産の狀態分配を受ける者の員數及び資力、被相続人の生前行

爲又は遺言によつて財産の分配を受けたかどうかその他一切の事情を考慮して、分配をさせるべきかどうか並びに分配の額及び方法を定める。

第二八條 應急措置法施行の際主であつた者が應急措置法施行後に婚姻の取消若しくは離婚又は養子縁組の取消若しくは離縁によつて氏を改めた場合には、配偶者又は養親、若し配偶者又は養親がないときは新法によるその相続人は、その者に對し財産の一部の分配を請求することができる。この場合には、前條第二項及び第三項の規定を準用する。

第二九條 推定の家督相続人又は遺産相続人が舊法第九七五條第一項第一號又は第九九八條の規定によつて廢除されたときは、新法の適用については、新法第八九二條の規定によつて廢除されたものとみなす。

第三〇條 舊法第九七八條（舊法第一〇〇〇條において準用する場合を含む。）の規定によつて遺産の管理についてした處分は、相続が第二五條第二項本文の規定によつて新法の適用を受ける場合には、これを新法第八九五條の規定によつてした處分とみなす。

第三一條 應急措置法施行前に分家又は廢絶家再興のため贈與された財産は、新法第九〇三條の規定の適用については、これを生計の資本として贈與された財産とみなす。

第三二條 新法第九〇六條及び第九〇七條の規定は、第二五條第一項の規定によつて遺産相続に關し舊法を適用する場合にこれを準用する。

第三三條 新法施行前に舊法第一〇七九條第一項の規定に從つてした遺言で、同條第二項の規定による確認を得ないものについては、新法第九七九條第二項及び第三項の規定を準用する。

新法施行前に海軍所屬の艦船遭難の場合に舊法第一〇八一條において準用する舊法第一〇七九條第一項の規定に從つてした遺言で同條第二項の規定による確認を得ないものについても、前項と同様である。

やさしい民法

—新しい婦人の地位—

定價八十圓

昭和二十四年三月二十日 印刷
昭和二十四年三月二十五日 發行

編者 勞働省婦人少年局

東京都港區芝公園六號地
中央勞働學園內

發行者 飯田北理

東京都港區芝南佐久間町一ノ七

印刷者 研文社 中川二郎

發行所

財團法人

中央勞働學園

東京都港區芝公園六號地
電話芝(43)一、一三一—五

出協會員番號B二〇三〇〇八

中央勞働學園刊行圖書目錄

勞働省婦人少年局編集 婦人少年局月報

定價一圓五〇錢

婦人年少勞働の情報、海外資料等滿載

政治經濟研究所、婦人勞働の基本問題——戰後紡織工場の實態調査

再版 二八〇頁

二〇〇圓
(送料四〇圓)

・内容目次・
勞働力の給源と構成、勞働力募集機構の戰後形態、勞働賃金と勞働時間、寄宿舎制度民主化の實態、勞働組合の特質、附録女子寄宿舎規則、就業規則等。

勞働問答

——ラジオ勞働の時間——

第一集 第二集 第三集 第四集
絶版 六八五 〇〇五 圓圓圓圓

送料各一〇圓

N.H.Kより每週放送されている「勞働時間」の原稿をそのまゝ問題別に分類し、漫畫入り或いは戲曲的に編集したもので、勞働運動のあり方、又勞働關係諸法規の解説、婦人年少勞働問題に關して親切に解答した勞働問題はやわかり書。

中央勞働學園編 勞働年鑑

(昭和二十四年版)

六〇〇圓(送料四〇圓)

